

(第一類 第一号)

第四百十回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 四 号

(一七〇)

平成九年五月七日(水曜日)

午前十時三分開議

出席委員

委員長 伊藤 忠治君

理事 赤城 徳彦君

理事 熊代 昭彦君

理事 倉田 栄喜君

理事 木島日出夫君

理事 石崎 岳君

理事 大野 松茂君

理事 青 義偉君

理事 野田 実君

理事 平沢 勝栄君

理事 渡辺 博道君

理事 鹿野 道彦君

理事 萩野 浩基君

理事 鵜淵 俊之君

理事 瀬古由起子君

理事 岩國 哲人君

出席國務大臣

國務大臣 内閣官房長官

國務大臣 国務大臣

國務大臣 北海道開発庁長官

出席政府委員

内閣官房内閣内政審議室長

兼内閣総理大臣官房内政審議室長

総務政務次官

北海道開発庁総務監理官

北海道開発庁計画監理官

文化庁次長

委員外の出席者

第一類第一号

内閣委員会議録第四号

平成九年五月七日

法務省人権擁護局長 齋藤 隆君

外務省総合外交政策局国際社会協力部人権難民課長 貝谷 俊男君

文部省初等中等教育局長 石川 明君

文部省初等中等教育局長 高塩 至君

文部省初等中等教育局長 水野 豊君

文化庁文化財保護局長 西沢 英雄君

文化庁文化財保護局長 竹村公太郎君

厚生省社会・援護局保護課長 新倉 紀一君

建設省河川局開発課長 新倉 紀一君

内閣委員会調査室長 新倉 紀一君

委員の異動

四月八日

辭任 小川 元君

補欠選任 岩永 峯一君

五月七日

辭任 佐藤 孝行君

補欠選任 石崎 岳君

同日

辭任 渡辺 博道君

補欠選任 松本 和那君

同日

辭任 鈴木 淑夫君

補欠選任 鵜淵 俊之君

同日

辭任 奥田 敬和君

補欠選任 岩國 哲人君

同日

辭任 石崎 岳君

補欠選任 佐藤 孝行君

同日

辭任 松本 和那君

補欠選任 渡辺 博道君

同日

辭任 鈴木 淑夫君

岩國 哲人君 奥田 敬和君

四月二十二日

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案(内閣提出第七七号)(参議院送付)

三月二十五日

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(栗屋敏信君紹介)(第一一七五号)

同(木島日出夫君紹介)(第一一七六号)

同(松本和那君紹介)(第一一七六号)

恩給欠格者の救済に関する請願(松本和那君紹介)(第一一七六号)

同(第一一七六号)

元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願(大野松茂君紹介)(第一一七八号)

同(中野正志君紹介)(第一一七八号)

同(藤井裕久君紹介)(第一一八〇号)

同(石井啓一君紹介)(第一二五六号)

同(大野松茂君紹介)(第一二五七号)

同(中野正志君紹介)(第一二五八号)

同(福田康夫君紹介)(第一二五九号)

同(山原健二郎君紹介)(第一二六〇号)

四月一日

恩給欠格者の救済に関する請願(加藤卓二君紹介)(第一二二九号)

同(小川元君紹介)(第一二七九号)

同(荒井広幸君紹介)(第一四二二号)

同(小川元君紹介)(第一四二四号)

同(根本匠君紹介)(第一四二五号)

同(穂積良行君紹介)(第一四二六号)

同(青山丘君紹介)(第一四四八号)

同(櫻内義雄君紹介)(第一四四九号)

同(根本匠君紹介)(第一四五〇号)

同(渡辺博道君紹介)(第一四五一号)

元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願(中野正志君紹介)(第一三三〇号)

同(松田仁君紹介)(第一三三二号)

同(菅原喜重郎君紹介)(第一三八〇号)

同(中野正志君紹介)(第一三八一号)

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(金田誠一君紹介)(第一四二二号)

同(八月八日)

元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願(肥田美代子君紹介)(第一五一九号)

同(山元勉君紹介)(第一六一一号)

同(山元勉君紹介)(第一六三三号)

同(松田仁君紹介)(第一三三二号)

同(菅原喜重郎君紹介)(第一三八〇号)

同(中野正志君紹介)(第一三八一号)

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(金田誠一君紹介)(第一四二二号)

同(八月八日)

元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願(肥田美代子君紹介)(第一五一九号)

同(山元勉君紹介)(第一六一一号)

同(山元勉君紹介)(第一六三三号)

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(岸本光造君紹介)(第一五四七号)

同(高市早苗君紹介)(第一五四七号)

同(深田肇君紹介)(第一五四八号)

同(正森成二君紹介)(第一五四九号)

同(三ツ林弥太郎君紹介)(第一五五〇号)

同(御法川英文君紹介)(第一五五二号)

同(山口泰明君紹介)(第一五五二号)

同(石田勝之君紹介)(第一五八二号)

同(深田肇君紹介)(第一五八三号)

同(福永信彦君紹介)(第一五八四号)

同(宮地正介君紹介)(第一五八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第一五八六号)

同(枝野幸男君紹介)(第一六〇六号)

同(大野松茂君紹介)(第一六〇七号)

同(河井克行君紹介)(第一六〇八号)

同(倉田榮喜君紹介)(第一六〇九号)

同(丹羽雄哉君紹介)(第一六一〇号)

同(岸本光造君紹介)(第一六一二八号)

同(佐藤勉君紹介)(第一六二九号)

同(西川公也君紹介)(第一六三〇号)

同(葉梨信行君紹介)(第一六三一号)

同(船田元君紹介)(第一六三三三号)

同(細川律夫君紹介)(第一六三三三三号)

恩給欠格者の救済に関する請願(武部勤君紹介)

同(細川律夫君紹介)(第一六三三三三号)

恩給欠格者の救済に関する請願(武部勤君紹介)

同(細川律夫君紹介)(第一六三三三三号)

恩給欠格者の救済に関する請願(武部勤君紹介)

同(細川律夫君紹介)(第一六三三三三号)

恩給欠格者の救済に関する請願(武部勤君紹介)

第四は、基本計画についてであります。

政令で定める都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を定めることとしております。

第五は、指定法人についてであります。

北海道開発庁長官及び文部大臣は、アイヌ文化の振興等に関する全国的な業務を行う民法法人を全国を通じて一に限り指定することができることとしております。

第六は、附則で、北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の廃止等を定めております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいとお願いいたします。

○伊藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○伊藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鶴岡俊之君。

○鶴岡委員 私は、新進党の鶴岡俊之と申します。北海道出身でございますので、アイヌの皆様方と非常に幼いころから多くの友達もおりますし、またアイヌの理解者あるいは研究者の方々とのつき合いもこれまであるわけでございます。

本日は、閣僚の皆様方、大変お忙しいところをこのように御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、官房長官におかれましては多く日程があると伺っておりますので、質問の順序は少し前後いたしますけれども、まず官房長官の方からお尋ねをいたしたいと思っております。

実は質問をする前にまずお話ししたいと思うわけでございますが、長い歴史の中でアイヌの方々の非常に感銘を受けた、誇りの高いことが近年起きたと私は理解しております。その一つは、いわゆるアイヌ民族であります。菅野先生が参議院に初めて国会議員として議席を占めた。これは何よりもアイヌの方々の大きな誇りであると思えます。と同時に、もう一つは、長年の間いわば歴史的な推移の中で非常に忍従に耐えてきたアイヌの方々が、旧土人法という明治以来の同化政策の中で辛酸をなめてきたといえましょうか、非常に苦労してきたという中で、十三年ほど前に北海道ウタリ協会という新しい法律についての制定というものを要請をいたしましたわけでございます。それを受けて、北海道庁におきましては懇談会を設け、いろいろ意見を聴取しながら、北海道といたしましても政府に陳情を申し上げた。

政府におかれましても、五十嵐官房長官の時代に私的諮問機関、こういうことでいわば有識者懇談会というものが設置されまして、過日、梶山官房長官の時代に答申をいただいた。それをもとにしてこのたびアイヌ新法ということで、これから以後質問に言葉そのアイヌ新法ということで言わせていただきたいと思います。そのような法律が上程されたということは、ウタリ協会そのものの要求したことはすべて満たされなくても、やはり法律として国会に上程されたということ、非常にこれは大きな喜びであったのではないかと、このように思うわけでございまして、今日までの官房長官を初めといたします多くの皆様方、御努力をいただいたことに對しまして深甚なる敬意を表する次第でございます。まことにありがとうございます。

さて、そこで質問の第一点でございますが、それは、過日、二風谷の裁判等におきましても、アイヌの先住性ということにつきましては明らかに司法判断が出されたわけでございます。しかし、橋本首相並びに梶山官房長官がそれぞれ新聞談話あるいはまた参議院の国会等で述べられたことについては十分承知いたしますが、衆議院においては初めてでございますので、この先住性というものについては残念ながらこのアイヌ新法の理念の中には盛り込まなかったということでございます。この先住性ということについての官房長官のお考え方、並びにそれが政府の考え方であるかどうかということにつきましてはひとつ伺いたいと思っております。よろしく願います。

○梶山国務大臣 私は、前から有識者懇談会を編成をしてこのアイヌ問題についていろいろ御意見が聞かれ、特に昨年の四月一日にこの有識者の懇談会から報告書が私の手元に提出をされました。大変読んで感銘を受けたことがございまして、それを受けてこの立法化に臨んだわけでありまして。

今委員御指摘のアイヌの先住性という事実認識については、私も尊重いたしておりますし、総理も尊重いたします。そのこと自身に変わりはございません。ただ、法律用語としてこれがなじむのかどうか、あるいはこの法律の目的に先住性をうたわなかならないのかどうか、こういう問題も勘案をいたしまして、とにかく早くこの法律を通すことが長い間の地元の方々あるいはアイヌ民族の方々に報いる最大の道であらう、こういうことから今回の法律案を御提出を申し上げたわけでありまして。

先生自身が長い間アイヌとかかわり、それを大切にしてこられたことの万分の一かもしれませんが、今回そういう、この法律が全国的な取り上げ方であることは大変全般のために喜ばしいこと、このように考えて提案をされたわけでございまして、何とぞ御認識をひとつしていただいて、御賛同をお願いしたい、このように思います。

○鶴岡委員 ただいまの御答弁によりまして、明らかにアイヌの方々が先住民族として、特に蝦夷地、北海道においては先住性を持つておる。そのことによる先住性というものは、またこれはいろいろな問題があるかと思えますから、この点につ

きましては今後のいろいろな議論をまたなければならぬと思っております。

私も、実は私自身は戦前生まれでございますから、国民学校に入りまして、義務教育で中学を卒業した。その間、私たちの同じ同級生にはアイヌの方々が多数おられました。特に私が本当に親友としていた者もおりました。この友達は、阿寒でもって民芸品を売りながら、みずからいわゆるウッドカーバーとして、いわゆる木彫家として世界的にも今非常に有名になっておるわけでございます。カナダのバンクーバーにおける、特にバーナビーマウンテンというところにすばらしい彫刻をつくっております。今バーナビーあるいはバンクーバー地方の名物の一つとなつて、非常に多くの世界の方々に見られておるわけでありまして、あるいはまたユーカラなども演じて、パリまで公演に行くというふうなこともございまして、いわゆるアイヌ民族が持っている固有の文化あるいは芸術あるいは伝統工芸、こういったものについて非常に継承し、頑張っている友人がたくさんおります。

戦前ですから、空襲警報がありまして一緒に防空壕に入ったり、あるいはまた彼の家にお邪魔し、お父さんは漁師でございましたのでそのお手伝いをさせていただいたり、近辺は湖でございまして一緒に遊んだりいたしましたので、私自身はアイヌ民族の方々といわゆる特段の隔たりというものを感ずることはありません。むしろ、人類学的にみましても実際は黄色人種、モンゴリアン。かつてはアイヌの民族は白人だと言われておりました。学説的には、しかし、遺伝子工学といえますか、そういうものの発達によりまして、アイヌの民族も日本の民族もモンゴリアンであるということが明らかになりました。しかし、本来は人種は一緒だと考えても過言ではない。しかし、北海道とか沖繩とかいうのは、なかなか交通の便というのは昔悪いわけではなかったもので、交わりが少なかつたと言つてもいいのじゃないか。私の友人の考古

学者は、そういう意味では沖縄と北海道というのはいわゆる縄文のにおいのする、いわゆる人類学的にですね、それがずっと今までに残ってきているのだというようなことも言っているわけでございます。

そういう中で、明治以降あるいはまた幕末等に、松前藩というのが北海道にございまして、そのころから内地人がいわゆる北海道に入りまして、アイヌの方々と一部交易をしていましたけれども、これが非常に不正交易といましようか、だましてとてしまおうとか、いろいろなそういう迫害もしたわけでございます。歴史的な事実に残っているわけですが、そういう意味で、非常にアイヌの皆様がそういう和人の迫害とか、あるいはいろいろな伝統の文化とか狩猟とかそういうものを取り上げられて、言ってみると、今日までずっと差別というものに耐えてきたと言われるゆえんもあるわけでございます。

しかし、今回このようなアイヌ新法が制定されることによりまして、政府といたしてもアイヌ民族として認知し、そしてこの伝統の文化を継承し、それを普及し、あるいはまた一方アイヌ語自体も、いろいろな研究者も育て、ぜひ普及していく、こういう姿勢は大変私はすばらしいことである、このように思います。

最後でございますが、官房長官にも一つ伺いたいのは、実は北海道の各地方におきましては、大体北海道の地名というのはほとんどこれはアイヌ語でございます。そして、二万三千か四千ほど住んでおられるわけですが、日胆地区、いわゆる豊野先生がおられる日高町、胆振、こういうところに今非常に居住者が多いわけでありまして、釧路あたりにももちろんおられるわけでございますが、こういうようなアイヌの方々の集落が北海道にはたくさんございます。したがって、市町村でそれぞれ独自の政策もやっているところがあります。

例えば私の住んでいる釧路では、アイヌの皆様方のいろいろな、学校における差別問題とか、そ

うい問題が起れば相談に乗る、教育相談に乗るといふことで、教育相談制度を設けたり、あるいはまた芸術、例えばリムセ保存といまして、踊りとかそういうものに奨励金を出したり、あるいはまたユークラの演奏につきましては補助金を出したり、独自でやっておるわけでありまして。

そういった各地方で独自にやっているアイヌの文化の伝承のための施策というのについては、このアイヌ新法を通じて、政府といたしましても、都道府県を通じて、支援といましようか、そういったことについてぜひやっていただきたいとお願いを申し上げたいわけでありまして、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

○棚山国務大臣 この法律案の施行に伴いますと、一番地域的なつながりの深い北海道開発庁がこれを所管をいたして接触を保つわけでありまして、昨年出された報告書の中にも、現行の北海道ウタリ福祉対策は評価をするということがございます。

それぞれ濃淡はありますが、アイヌの方々のお住まいになっているその地域地域が大変な御努力をお願いがらやっているわけでありまして、北海道開発庁長官を通じてはもちろんでありますが、内閣全体としてこの問題には取り組んでまいりたいし、現行も、恐らく各市町村に対する交付税の算定基準にもそれは加味をされているはずだと考えます。そういうものをつけ加えながら、この発展向上のために政府全体として取り組んでまいりたいと考えております。

○棚田委員 大変ありがとうございます。官房長官におかれましては、三十分以降予定があるようでございますので、以後私、別な質問をいたしますので、ここで御退席されて結構でございます。ありがとうございます。

まず第一点でございますが、このアイヌ新法という中身に入る前に、基本的な認識を一にしておく必要がある、このように思います。

先ほど、官房長官とも少しお話が出たわけでございますが、いわゆるアイヌという言葉、あるいはアイヌ民族といふことで、このアイヌというのは一体どのように理解しておるのか、こういったことについてまずお聞きしたいと思います。

○八木（廣）政府委員 お答えいたします。

アイヌ語でございますが、アイヌとは本来、神、アイヌ語でカムイに対する人間、人という意味でございます。また、そのアイヌの人々によりまして、民族自称といいますが、みずからの民族を指す言葉として用いられていると承知しております。また、本法案の中でも、アイヌという言葉は、独自の言語、文化等を有して帰属意識を有する集団、すなわち民族といふようなことととらえております。

○棚田委員 今御答弁いただきましたが、アイヌという語源といましようか、これは男ですとか人間といふものを意味する。それに対するのがカムイ、神、こういうことであるというわけでありまして。

このアイヌにつきましては、何といつても一番多く居住しているのは北海道を中心として居住しているわけでありまして、かつてはサハリン、樺太アイヌ、あるいはまたクリール、いわゆる千島で、あるいは本州の北部、こういったところに集落として居住していたということが歴史的にも証明されているわけでございます。

しかも、このアイヌの人々は非常に、先ほど稲垣長官の方からも御説明がございましたが、自然と共生した生活をしておったわけですね。ですから、自然に循環をして、そして自然を余り破壊をしない、そして自然の恵みをとらながらやっていた、こういう生活様式であったと言っても過言ではないわけでありまして。

しかしながら、農耕ですとかそういったいろいろな手段が導入されたから、そういった様式も大分変わってきた。しかしながら、いろいろな本州等の北方民族の影響を受けながら、独自の風習あるいはまた習慣、あるいは言語、あるいは信

仰、こういったものを生み出してきたものだとしても理解しているわけでございます。

御案内のとおりアイヌの記録というのは非常にいろいろな学説がありますが、室町時代から鎌倉時代、こう言われておりますし、人類学的に見ても、縄文前期、この縄文前期というのは、幸い釧路に、東釧路人、これは釧路貝塚で、私の友人が発掘したわけでありまして、この中で、いわゆる人類学的に見てそういったルーツというものも想定されているわけでございますが、いずれにいたしましても、縄文文化、八世紀ごろからオホセツ文化の影響を受けて、アイヌ文化として十三世紀ごろ形成されてきたものというぐあいに言われておるわけでございます。

さてそこで、第二点でございますが、そういう歴史の中で流れてきたアイヌの方々が非常に大切にしてきた自然。しかし、開発といふものはある一方で自然を、破壊と言ったらかさしいですが、自然を破壊といふことになるのでしようか、やしながら開発をする。その利益との比重だと思えますが、文化とか、あるいはまた人間の発達とか社会の発達といふのは、そういうものとの相關関係は必ずあるわけでありまして。

そういったところで一つのトラブルが起きるわけでありまして、第二番目の質問では、北海道平取町におきまして二風谷ダムの地権者に対しては、収用委員会のあり方といった点につきまして、収用判決の取り消しを求めた行政訴訟が出されているわけでありまして、その判決が三月二十七日、御案内のとおり札幌地裁で言い渡されたところでございまして。

この判決理由その他を見まして、いかようにお考えになっておられるか、その感想について伺いたいと思っております。

○稲垣国務大臣 委員から御指摘のとおり、北海道の開発事業の実施に当たりましては、従来から文化財の保護や環境の保全に努めてまいりましたところでございます。

二風谷ダム事業を進めるに当たりましては、と

りわけ、地元の方々の御意見も伺いながら、アイヌ文化の保存や伝承に十分配慮してきたと考えております。今回の判決理由におきましては、十分な理解が得られなかったことを残念に思っているところでございます。

北海道開発事業の実施に当たりましては、今後ともアイヌ文化の保存の観点を含めながら、地元の意見に十分配慮してまいりたいと考えております。

○鶴淵委員 だいたいの長官の御答弁は、長官としてはそのような御答弁になるというぐあいには思いますが、あの判決理由の内容では、明らかに二風谷ダム地域というものはアイヌ民族の聖地であるということもうたっておりまして、あるいはまたアイヌ民族の文化享有権を認めておる。また一方、ダム計画で国がアイヌ文化の価値に対する必要な調査を怠っていたのではないかと、あるいはまた、最も重視すべきいわゆる諸価値に對しまして不当に輕視をしたのではないかと、こういうようなことも書かれておるわけでありまして、したがって、最終的には、この取用裁決というものは違法である、こういうぐあいに司法判断では宣言されておるわけでありまして。

しかしながら、原告の請求は、もうダムはできておりますし、公共の福祉というものを重んじまして、これについては原告の請求を破棄したと思いますが、しかし、判決理由の述べられている部分につきましては、非常にアイヌの方々の主張というものが全面的に取り入れられておる、こういうことでございます。

どちらにも控訴をしないということで、恐らくこれで決着しておるのだらうと思えますけれども、今後、これが投げかけた問題は、北海道開発につきましまして、アイヌ民族のいろいろな文化や伝統や遺跡やそういった儀式や、そういったものをもろもろ考え、この北海道開発について今後十分参酌していかねばならないと私は思うわけでございます。

これは、北海道開発全般にわたりまして、河川

だけではなくて道路もありますし、あるいはまた農業構造改善事業もありますし、あるいはまた港湾もありますし、すべて北海道開発にかかわる問題としてはこういう問題が起きる可能性というものがあつたわけでございますが、そういったことにつきまして、今後どう対処されようとしておるのか、お聞きしたいと思つております。

○八木(廣)政府委員 お答えいたします。

先生御承知のように、現在、新たな北海道総合開発計画の策定に取り組んでおります。それは、現行の第五期計画が平成九年度で終了するというところで、北海道開発審議会に計画案の策定について諮問を行ひまして、現在、審議会において調査、審議を進めていただいているところでございます。

それで、審議会では、去る三月二十七日に新計画案の骨格を決定したところでございまして、この中では、アイヌ文化等の伝統文化の振興に関する施策などを展開して、北海道を国民の多様な自己実現の場とすることや、あるいは北海道の恵まれた環境を次世代に引き継ぐことなどを目標として掲げておりまして、今後、その具体的な内容の検討を進めることとしてございまして。

以上のような新計画をめぐる議論や今般のいわゆるアイヌ新法制定の趣旨を踏まえまして、開発事業の実施に当たりましては、今後ともアイヌ文化の振興や環境の保全につきましまして配慮するとともに、地元の意見を十分尊重してまいりたいというふうな考えでおります。

○鶴淵委員 今後、開発計画等を策定する場合に、こういったアイヌの皆様方の何といひましようか要望、要請、あるいは今回出された司法判断、こういったものを十分踏まえながら、そこを来さない開発計画というものをつくっていく必要があるのではないかと、このように私も考えておりますので、以後、よろしくお願ひしたいと思つております。

さて、そこで、アイヌ新法を制定するに当たりましては、先ほど冒頭申し上げましたとおり、北

海道のアイヌの皆様方も、新しく、この民族という、民族の法律としては日本で全く初めての法律でありますから、非常にこれは意義のあるものだと私も評価します。また、日本のいわゆる国会史上でも画期的なことである、私はそのように思つてございまして。

この法律制定に当たりましては、アイヌの方々の要求の中には、この新法に盛り込まないこと、例えは、先ほど官房長官とお話をさせていただいたいわゆる先住性という問題ですとか、あるいはまた、民族の言つてみれば自立資金というのがあります。しかし、なかなかそういったことが法律になじむかどうか、あるいは、今後の全体的な行政の中でいわゆるバランスというもののなかで難しい問題は多々あつたと思つていますが、私もこの法律をずっと眺めてみますと、どちらかというところのアイヌ新法は、いわば一つは、この新法ができたというところでアイヌの皆様方の人間的な尊厳あるいはまた人権こういったものが公に認められた、あるいは回復した、こういうところには私は大きな誇りを感じたと思つておるわけでありまして、しかし、この法律全体を読みますと、やはり何といつてもこのアイヌ文化の伝承や継承、あるいはアイヌ語等を含めて知識あるいはまた普及、こういった点に一番趣をなしているわけでありまして。

問題は、このアイヌの方々の経済対策ですとか、あるいはまた生活の対策ですとか、これは従前それぞれ省庁でやられておりました、既に本年度の予算も十七億ほど計上されているわけでありまして、この点につきましましての予算は、これは見えますが、この点にきつておらないわけなんです。現実上、こういった要求というものは余り実現しなかつたのかどうか、あるいはあつてもなかなかつけることが難しかったのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○八木(廣)政府委員 お答えいたします。アイヌの人々に対する経済、社会面での取り組み

みという御質問の趣旨だと思います。

北海道では、アイヌの人々と道民一般との社会的、経済的な格差の是正を図るために、御承知のように、昭和四十九年度以来北海道ウタリ福祉対策を実施しているところでございます。国といたしましては、国レベルでも北海道ウタリ福祉対策関係省庁連絡会議を設けまして、関係行政機関との緊密な連携を図りつつ、アイヌの人々の生活水準の向上等に努めてきたところでございます。

具体的には、関係する省庁におきまして、教育の振興、生活環境の整備、産業の振興、就労の安定化等の諸施策を総合的に実施してきておりまして、先ほど先生御指摘のように、平成九年度の国のウタリ対策予算は関係六省で合わせて約十七億円となつておりました、これは対前年度比一・五%増となつております。

これらの施策の実施を通じまして、アイヌの人々の経済状況とか生活環境あるいは教育等の状況も着実に向上してきていたところでございまして、引き続き、これらの施策の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鶴淵委員 既に御案内のとおり、北海道でもアイヌの皆様方の生活実態調査なども既に行われておりまして、その調査のあらかたの報告を見る限り、やはりこのアイヌ民族の方々の、職業もある程度何といひましようか限定されておりますし、あるいはまた、高校、大学進学も、少し進学率も低い、こういうこともございまして、まだまだ、この集落に於いての生活上の問題、あるいは経済上の問題というものは相当あるのではないかと、問題としてあるのではないかと。

今後、恐らく市町村あるいは都道府県を通じていろいろな相談が持ちかけられてくる、このように思ふので、そのときは、ぜひひとつ積極的な御配慮、御検討をお願いしたい、このように思ふところでございます。

さて、引き続きまして、次の質問に入らせていただきます。

この新法におきましては、特に先ほど申し上げ

ましたように、重要な施策の中では、アイヌの伝統ある文化の振興、あるいは国民に対する知識の普及啓蒙、こういったものがうたわれているわけですが、そういう問題を、具体的にどんな形でいつごろどのように実施されるのか。とりわけ、このアイヌ語の取り組みについてはどのような形で実施されているかというところ。この点についてお伺いしたいと思います。

○水野説明員 お答えいたします。

アイヌ文化の振興をこれからどのように進めるかというお尋ねでございます。

アイヌ文化につきましては、文化庁といたしましては、従来から、文化財保護法に基づきまして重要な文化財につきましては指定を行っており、北海道が行いますところの民俗文化財の伝承等の事業につきまして必要な援助を行ってきたわけでございます。

今回、この新しい法案をお認めいただくということになりましたら、私もといたしましては、法の趣旨にのっとりまして、アイヌの人々の誇りの源泉でございますアイヌ語、またアイヌの伝統文化、さらにはその伝統文化から発展した文化を対象にいたしまして、アイヌ文化の振興を幅広く推進してまいりたいと考えているわけでございます。

具体的には、指定法人に対して助成するということになるわけでございます。一つは、アイヌ語の振興普及事業でございます。また二点目が、アイヌの工芸品、工芸展の開催でございます。アイヌのそういう伝統芸術の鑑賞会の開催でございますとか、またすぐれたアイヌの文化活動の表彰等のいわゆるアイヌ文化活動の支援事業、またもう一つは、アイヌ文化振興の基盤となる実践的な研究の推進というように柱に考えておるわけでございます。

特に、お尋ねのアイヌ語につきましては、アイヌ語の伝承者が極めて少なくなっているという現状があるわけでございます。北海道教育委員会の把握した数字では、新しく伝承されている方が十

一名というような数字もお伺いしておるわけでございます。やはり指導者の育成というものが基本的かつ喫緊の課題であるという認識を持っておりまして、一つは、アイヌ語の指導者の育成、さらにアイヌ語の上級話者の養成講座等のそういう養成事業を実施いたしますとともに、また多くの人々が広く身近にアイヌ語を学べる機会を提供するという観点から、アイヌ語のラジオ講座やアイヌ語弁論大会というような事業、いわゆる普及事業につきましても、指定法人を通じて実施することを予定しているところでございます。

○水野説明員 お答え申し上げます。従来、文化財保護法に基づきまして民俗文化財の伝承を支援するというところで、いろいろな調査事業でございますとか、映像に記録をとるとか、そういう活動、また伝統文化を継承する観点でのアイヌ語の生活文化用語学習教室の支援というようになことをやってきました。それは文化財保護という観点でやってきたわけでございます。引き続きそれもやっていく必要があるだろうというふうに考えてございます。

○八木(康)政府委員 当庁所管分についてお答えさせていただきます。

また、指定法人が行う事業に私も助成するわけでございますが、指定法人の事業の中には、直接法人がやられる事業もございまして、法人がその地域の団体等に対して助成する事業に対してまた国として助成する事業等いろいろな種類があるわけでございます。全体的にそういうものをうまく効果的に執行していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○八木(康)政府委員 当庁所管分についてお答えさせていただきます。

また、指定法人が行う事業に私も助成するわけでございますが、指定法人の事業の中には、直接法人がやられる事業もございまして、法人がその地域の団体等に対して助成する事業に対してまた国として助成する事業等いろいろな種類があるわけでございます。全体的にそういうものをうまく効果的に執行していきたいというふうに考えておるわけでございます。

また、先生先ほど御紹介されましたように、地方公共団体におきましては、当該区域の社会的な条件に応じまして、その判断により適切な普及啓蒙政策が実施されるというふうに考えております。

また、指定法人が行う事業に私も助成するわけでございますが、指定法人の事業の中には、直接法人がやられる事業もございまして、法人がその地域の団体等に対して助成する事業に対してまた国として助成する事業等いろいろな種類があるわけでございます。全体的にそういうものをうまく効果的に執行していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○鶴淵委員 今、それぞれ御答弁をいただいたわけですが、後ほどちょっと指定等の団体のついては御質問したいと思っておりますが、今、文部省の方からいろいろアイヌの文化あるいはアイヌ語教育、こういったことについての考え方が述べられたわけですが、これは指定団体が実際に実施するものだけにやるものなのか、それとも都道府県がやる事業とか、市町村がやる事業とか、それからウチリ自体がやる事業とか、あるいはそれ以外の、また諸団体が介在するものなのか、いろいろあると思うんですが、そういったすみ分けはどうなるんでしょうか。

○田波政府委員 基本方針の策定についてお答えを申し上げます。

○鶴淵委員 今、それぞれ御答弁をいただいたわけですが、後ほどちょっと指定等の団体のついては御質問したいと思っておりますが、今、文部省の方からいろいろアイヌの文化あるいはアイヌ語教育、こういったことについての考え方が述べられたわけですが、これは指定団体が実際に実施するものだけにやるものなのか、それとも都道府県がやる事業とか、市町村がやる事業とか、それからウチリ自体がやる事業とか、あるいはそれ以外の、また諸団体が介在するものなのか、いろいろあると思うんですが、そういったすみ分けはどうなるんでしょうか。

○田波政府委員 基本方針の策定についてお答えを申し上げます。

委員がおっしゃられましたとおり、基本方針は内閣総理大臣が、この法律の規定に基づきまして、まずアイヌ文化の振興等に関する基本的な事項あるいはアイヌ文化の振興を図るための施策に関する事項あるいはアイヌの伝統等に関する、先ほど委員御指摘のような国民に対する知識の普及啓蒙を図るための施策に関する事項等を定めることとされておるわけでございます。

そこで、この具体的な内容がどうかということでございますけれども、これにつきましては、これからのいろいろな議論の進展を踏まえながら、北海道開発庁あるいは文化庁を初めといたしまして関係各省と協議をしながら、また大事なことは北海道の意見も伺いながら、策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

いつごろまでかということでございますが、これは、法律上、この施行は公布の日から附則で三月以内に施行するということになっておりますので、その施行が行われた後に、できるだけ速やかに策定をしたいというふうに考えておるところでございます。

○鶴淵委員 政府としましては、この基本方針を速やかに出していただかなければ、せっかくこのアイヌ新法ができました、基本方針がまず打ち出されて、それに従って実際に行政が執行されるものと思っておりますので、まずこの一番肝心な基本方針を速やかにひとつ策定を急いでいただきたい、このように思うわけでございます。

続きまして、この法第六条におきましては、基本計画の策定をうたっているわけでありまして、これは、今度は都道府県、都道府県知事ということになるんでしょうか、その基本計画を策定する、こういうことになっていきます。いわば政府がビジョンを打ち出すと、都道府県では今度は実際にそれを具体的にいうプログラム、こういうものを打ち出すということだと思っておりますが、この基本計

画というものにつきましては、国の基本方針にのっとって都道府県はいつまでに、この基本計画というものはそれぞれの都道府県の独自性でつくられると思いますが、これらの基本計画はどのように策定していくのか、この点についてよろしくお願いします。

○八木(産)政府委員 お答えいたします。

まず基本計画の内容でございますが、これは御承知のように、関係都道府県における総合的な施策の展開が図られるように、政府が策定します基本方針に即しまして、関係都道府県がアイヌ文化の振興等に対する施策を実施する上での基本的な方針あるいは趣旨を明らかにしまして、次いで、アイヌ文化の振興施策とかアイヌの伝統等に関する普及啓発のおおの具体的な実施内容を一覧的に列挙しまして、さらに、関連する諸施策との連携等、施策の実施に際し配慮すべき事項を記載していただくこととしております。

今後の基本計画の策定でございますが、まず、本法の施行後速やかに、第六条の規定によりまして基本計画を策定する都道府県を指定する政令を制定いたしますとともに、基本方針の策定を行いまして、指定を受けた都道府県におきまして基本計画の速やかな策定が図られるということになっておりますので、この指定を受けた都道府県が速やかな基本計画の策定が図れるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○鶴淵委員 大体この法五条、六条の関係につきましてよくわかりました。

その中で、これはちよつと質問要旨の中になかったわけですが、ウタリ文化、特にアイヌ文化のことにつきましては、それぞれ自治体に博物館あるいは民芸館というようなものを持つていて、ところがございいます。私も釧路市におきましても、すばらしいアイヌの文化あるいはそういったものを保存している釧路博物館がございいます。こういったものが各地域にございまして、これも長くたつとリニューアルをしないといけないとか、いろいろかかるわけがございいます。あるいはまた、

アイヌの民族の方々それぞれがまた自発的に持つておられる場合もあります。あるいは、生活館等にまた持つておられる場合もある。

こういうようなものについて、特にこれは文部省の方になると思いますが、そういう何といましようか、アイヌ文化や継承すべき、ユニカラにしてもそうですが、あるいはいろいろな、イタチョーマップとか、アイヌの皆さん方がずつと儀式に使ってきた道具とか、あるいは刺しゅうですとか、いろいろなものがあるわけですね。こういったものは、やはりそれぞれの地域で保存しているところもあるし、またなかなか保存されていないところもあるのですが、そういうことについては、都道府県が策定する基本計画、並びに各市町村がそういった企画をしていくとするならば、これは文部省の方で取り上げてもらえるかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○水野説明員 お答えできる範囲内で答えさせていただきます。アイヌの、先ほど申し上げた丸木舟とか、いろいろ豊富な民族の有形の文化財もございいます。それは、私どもが承知している限りでは、北海道内に五十四館あるというふうに承知しているわけがございいます。国立が一館、道立が一館、また市町村立のものが四十五館ということがございまして、私ども、そういうところの資料がより豊富になるということは極めて望ましいと思っております。けでございまして、文部省全体の施策の中でそういうことについてどのような支援ができるかという点につきましては、今後の検討課題にさせていただきます。

○鶴淵委員 次に、最後になったわけがございいますが、質問いたしましたのは、この法律によりまして、法第七条に、指定団体は全国一カ所、一つにする、こういうぐあいにうたわれております。したがって、この指定団体に対する指定の時期といたうのはいつになるのかということが第一点。第二点は、この指定団体は法人ということが第一点。第一点、これは一体どんな法人で、どのよ

うに構成をされるのかということが二点。三つ目は、この法人の財政的な裏づけ、これが一体どうなるのか、あるいは法人を運営する事務局体制な運営というものはどうなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○八木(産)政府委員 お答えいたします。

まず時期でございますが、本法施行後速やかに指定法人の指定を行いたいと考えておりますが、本法による指定を受ける団体、これは公益法人、民法上の公益法人でございますが、現在、北海道を中心としまして、財団法人という形で新たに設立すべく準備中がございまして、御質問の法人の概要につきましては、懇談会報告書で提言されておりますアイヌの人々の自主性が尊重される運営のあり方を含めて、現在北海道を中心に検討中がございまして、そして、本法の施行後、指定法人の指定の申請があった段階で、政府としましては、適正かつ確実な事業の実施が図られるよう、その組織、運営体制等について適切に、審査という形になろうかと思っておりますが、審査してまいりたいというふうに考えております。

また、財政的な支援でございます。平成九年度予算におきましては、この新法に基づく施策を総合的に実施する機関として指定する公益法人の事業費としまして、先ほど申し上げましたが、北海道開発庁と文部省に所要の補助金という形で、一億五千万計上してございまして、これにつきまして、今後とも所要の予算の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鶴淵委員 これから指定団体等指定するわけがございまして、どうかひとつ、本来的な趣旨であるアイヌの文化の伝承なり、あるいはまた国民への知識普及なり、あるいはまた伝統なり、そういったことがしっかりとこの団体において行われるようなことをぜひ御指導をしていただきたい、なお都道府県に対しても強く指導していただきたい、このように思うわけがございまして。

先ほどから何回も申し上げましたが、このアイヌ新法は、アイヌの方々においては、すべて満足

すべきものではない。これは萱野先生が参議院の内閣委員会でもお話しされておられるとございいます。しかしながら、長い間の苦渋の歴史の中で、民族としての初めての法律がこの日本において上程された、この意義はすばらしいものである、むしろ感激をしているんだ、しかも誇りに思っているんだということについて、私は多分たと思っております。

しかし、それだけでは、これで完全というものはなくて、やはり今後、この先住性というものはまた生活、経済の面につきましても、あるいはまた施策として講じていかなければならない問題も多々あると思っておりますので、こういった点も、新法を實際に施行する段階において、また十分ひとつ、アフターケアといましようか、進捗管理を行いつつ、より完全なもの、よりまたアイヌの方々がなお尊厳と誇りの持てるようなものにしていただくというのをお願いでございます。

時間もございませんで、最後になりましたが、私、ここに一冊の本を持っております。これは「久摺」という本でございまして、これは、松浦武四郎が北海道をずつと歩いたわけですが、そのときにいろいろの日記を書いたわけが、そのときに銅路にも寄ったわけなんです。ですから、幕末、安政時代ですから、「久摺日記」というものからとった「久摺」という本です。

これはだれが出版しておるかといましますと、銅路で結成されました、アイヌの方々、銅路アイヌ文化懇話会というものをつくりまして、今もう十二年くらいになるわけがございまして、このアイヌ文化懇話会というのは、毎月一回、懇話会を開きまして、いろいろな方々に講演してもらったり、またアイヌの方々、交流したり、これはアイヌの方々も入っておりますし、アイヌを理解する方々も入っておりますし、いろいろな方々が入って多種多様な活動をしてまして、現在まで五集、このような立派な本を出してございまして、これは全土的に、これは銅路でございまして、これは全土的に、

恐らく日胆地区なんというの一番多いわけでありまして、特に沙流川のあの近辺、平取のあの近辺もすばらしいものがあると思ひますし、各地域にあると思ひます。こういった地道に活動している団体等についても十分配慮していく必要もあるのではないかと私は思ひます。

最後に、私、この中で、百回を記念して実は北構先生という方が講演されております。北構先生というのは根室で印刷屋をやっている方でございますが、非常に考古学に興味を持って、そのことを一生懸命勉強されて文学博士まで取った方でございます。したがって、その方が最後に言っていることをお話し申し上げて、ひとつ質問を終わらせていただきます。

内地人が進出する過程で、アイヌ民族への不法な仕打ちがたくさんあったわけですが、いまでもオレは純粋な日本人だなどという方々も、周囲を見渡して反省のうえに立つてアイヌ民族復権のためにできる範囲の協力をするのが必要だと思ひます。

アイヌ民族への差別はこれまでも驚くほどたくさんありましたが、このような差別をこれからも続けることは愚劣なことではありません。この解決には時間がかかるでしょうが、アイヌ文化を研究していく方々を前にして申し上げたいことは、なにか特殊なことをするのではなく、できる範囲内で同じ人間としてアイヌの方々と一般的な日常のつきあいを、普通に続けることが大切かと考えております。

と本に載っておりますが、ぜひそういったことで、今後ともこのアイヌ新法のさらなる発展を願って、質問を終わらせていただきます。

○伊藤委員長 次、石崎岳君。

○石崎委員 自民党の石崎岳であります。私は、去年の七月まで北海道の放送局に勤務をしておりまして、このアイヌ新法問題についてしばしば取材をした経験があります。

この法案、ここまで来るのに随分時間がかかったなという思いがいたしますけれども、ここに至るまでの関係者の御尽力には敬意を表する次第であります。また、このアイヌ新法は民族政策としては画期的なものであるというふうに評価もしております。

その一方で、北海道旧土人保護法、これも現存する法律であります。土人という言葉は、私は放送局にありまして、放送では絶対に使ってはならない言葉でありますけれども、こういう名の法律が今も九十八年間温存されてきたということは甚だ遺憾なことであるというふうにも思っております。これは立法府の一員としても反省をしなければならぬことであるというふうに思ひます。

この旧土人保護法がなぜこれまで廃止をされずに温存をされてきたのか、機能は既に喪失しているというふうにも思ひますけれども、なぜなのかというところをまず最初にお聞きします。

○西沢説明員 北海道旧土人保護法でございますが、今から約百年前、明治三十二年に制定された法律でございます。戦前におきましては、土地の下付とか生活扶助、事業上の給付等が行われておりましたけれども、戦後になりましたからは、その後の社会経済情勢の大きな変動、それから生活保護法等諸施策の整備等もございまして、実際に運用されておりましたのは土地の譲渡に係る許可と共有財産の管理程度でございました。

こうした状況から、昭和三十九年には、当時の行政管理局から廃止の勧告が行われた経緯がございます。このときには北海道から廃止は時期尚早であるという意見がございまして、廃止に至らなかった経緯がございます。

その後、昭和五十九年に北海道ウタリ協会、昭和六十三年には北海道知事から、アイヌ新法の制定と同時にこの法律を廃止されたいとの意見が出されまして、以降、新法制定の問題とあわせて検討を進めてきたところでございます。

改める法律案が議員立法で提出されましたけれども、平成二年に廃案になった経緯がございます。このような経緯を経まして、昨年四月のウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書におきまして、北海道旧土人保護法は「アイヌの人々に関する諸施策の新たな展開に伴い、廃止のための措置を講ずることが適切」とされたことを踏まえまして、今後、新法の制定にあわせてその廃止を行おうとするものでございます。

○石崎委員 便宜的にアイヌ新法というふうに呼ばせていただきますけれども、この新法がこまめに来たる立法の過程を振り返って、私は二つのことを感じております。

一つは、なぜここまで長期の時間がたったか、立法作業がおくれたかということでありまして、古くはウタリ協会の廃止決議というのが一九七〇年にありました。最近ではウタリ協会が法律案を採択した、これが一九八四年のことでありまして、十三年前のことでもありますけれども、その後、その動きを受けて、北海道でアイヌ問題懇談会の報告、それから北海道などが新法制定要望を一九八八年に行っているというところであります。それから、いわば国のステイジにそれがのってから長時間を要したということでもあります。

なぜ十三年間も時間が必要だったのか。国のステイジにのってからも、もう九年という歳月であります。そのウタリ協会の最初の要望、北海道の要望から、それが国のステイジにのる、つまり、国策といえますが、国家の論理にもまれていく間、そこでいろいろのものが変質をしていった、変わっていった、そして時間がかかっていったというところではないかと思ひますけれども、その背景には、やはり日本政府そのものが民族政策、民族立法というものに消極的だったのじゃないか、あるいはいわゆる先住権への抵抗といったものが国家の側にあつたのかというふうに思ひますけれども、長官、見解はいかがでしょうか。

○稲垣国務大臣 委員からいわゆるアイヌ新法についての、今日まで長い時間を要しておつたではないか、あるいはまた、その検討経過についていかがかというお問い合わせでございますが、いわゆるアイヌ新法につきましては、委員御承知のとおり、昭和五十九年に北海道ウタリ協会がアイヌ民族に関する法律案を作成し、昭和六十三年には北海道旧土人保護法の廃止とこれにかわる新法の制定について北海道などから強い要望が出されておつたのであります。

政府といたしましては大きな課題として受けとめまして、平成元年に都内に新法問題検討委員会を設けたのであります。検討を重ねてまいりましたが、過去数世紀にわたります歴史的事実、あるいは先住性の問題、民族性というこれまでの行政にはなかった視点というものが必要だったことから、必ずしも議論が深まらなかったものであります。

このために、ウタリ対策のあり方を幅広い視点から見直して、将来を展望しながら現実的な解決策を見出すべく、各界のいわゆる見識者の先生方にお集まりをいただきまして、平成七年三月に内閣府長官の私的懇談会として、御承知のとおりウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会を設置したのでございます。そして、ここで幅広い角度から御議論をいただきました。約一年間にわたって御検討をいただきました。その結果、昨年四月に同懇談会から報告書を提出していただきました。政府としては、この報告書の趣旨を最大限尊重して今般本法律案を取りまとめさせていただいた次第であります。

○石崎委員 事実経過はわかるんです。経過はよくわかります。わかりますけれども、十数年という期間を要した背景、内政審議室主管の検討委員会、四十数回会合を開いても結論が出なかったことと理由、背景といったものがなぜなのかということが今問題だと私は疑問に思っているところであります。

なぜ長期間を要したか。振り返って二つ目の感想は、当初のウタリ協会の法案、あるいは北海道でのアイヌ問題懇談会報告に盛り込まれていたア

アイヌ民族の権利保障あるいは人権擁護、自立化基金といったものの要望が、その後の、去年のウタリ懇談会報告あるいは今回の新法では触れられていない、取り上げられていないという事実があります。そこにまさに、ウタリ協会の要望、北海道段階の要望と、国家における立法と国家における民族政策の差、落差といったものがあるのではないかとこのように思います。

これらの要望が今回の立法に反映されなかった理由、懇談会の報告はわかりませんが、懇談会の報告は私読めばわかりますので、長官の見解をお聞かせください。

○稲垣国務大臣 北海道ウタリ協会が、先ほど申し上げましたとおり、昭和五十九年に作成いたしましたアイヌ民族に関する法律案や、昭和六十三年に北海道ウタリ協会から提出されたアイヌ民族に関する法律制定についての要望の中に御指摘の項目等が含まれていたことはよく承知しております。

新たな施策の展開には、先ほど申し上げたように、さまざまな難しい課題があることから、各界の権威の先生方にお集まりいただきまして、いわゆるウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会においても十分御審議をいただいたわけですが、アイヌ文化の振興や理解の促進を柱とする新たな施策を御提言をいただいたものでございまして、こういったことを尊重いたしまして、政府としては、懇談会報告書の趣旨を十分踏まえて本案を立案したものであると思っております。

○石崎委員 その削り取られていった理由といったものが、ある意味で私は非常に大事であろうというふうに思っております。

そして、昨年のウタリ懇談会報告でありますけれども、ちょっと一節を引用しますと、「同化政策が進められ」「アイヌの人々の社会や文化が受けた打撃は決定的なものとなった」「いずれの施策もアイヌの人々の窮状を改善するために十分機能したとはいえなかった」。また、「アイヌの人々

が居住する地域において他の人々とはなご格差があることが認められ、アイヌの人々に対する様々な差別も解消したとはいえない」というふうに昨年の懇談会報告では触れられておりまして、現状の政策は不備であるということを確認しております。

そして、今回の新法はこうした実態を解消するための立法であるべきだというふうに私は思いますけれども、新法の目的は、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現ということをうたっております。そして、その手段が、アイヌの文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民の知識の普及及び啓発を図ることになっております。

ここで、こうしたいろいろな問題点が現状としてある。そして、法の目的は、アイヌの人々の民族の誇りが尊重される社会の実現であるという目的がある。そういう流れの中で、この文化振興、普及啓発、文化や伝統面の施策の充実だけで現状の改善、そういう法目的が達成されるのかどうか。私は、文化、伝統面だけでそういう目的が達成されるのかということについてはやや疑問を持っております。

それから、先住権から発生する自決権保障といった概念、これは、現在の国家の中でそれを認めるということの難しさというところは懇談会報告でも触れられておりますし、私もそのとおりであろうというふうに思います。現状の国家の中でそれを特別に認めるということの難しさということをよくわかります。そうであるならば、例えば学校教育の中でアイヌ民族の尊厳が奪われた歴史を正しく伝えるような歴史教育を充実させるとか、あるいはアイヌ民族に対する差別を解消するための人権上の施策を強化するとかいうような方向性、この法律の中に盛り込まれた文化や伝統面だけでは足りない施策というものが考えられないかどうか、いかがでしょうか。

○石川説明員 お答えを申し上げます。先生御指摘のとおり、学校教育におきましてア

イヌの歴史に関する正しい理解の促進を図るということは大変大切なことだというふうに考えております。

アイヌの歴史に関する教育につきましては、具体的には、例えば小学校の社会科、これは六学年でございますが、あるいは中学校の社会科、歴史的分野、そして高等学校の日本史の教科書などにおきまして、江戸時代あるいは明治時代における北海道の開拓等に伴いまして同化政策が進められ、アイヌの伝統的な生活が次第に圧迫されていったことなどが取り上げられておられるところでございます。さらに、近年、教科書におけるこれらの記述につきましてもその充実が図られておられるところであります。

文部省といたしましては、今後とも引き続き、教員の研修などを通じてアイヌの歴史に関する教育の一層の充実が図られるように指導してまいります。このように考えているところでございます。

○慶應説明員 お答えいたします。

法務省の人権擁護機関は、人権意識、人権尊重思想の普及、高揚のための啓発活動を任務としておりまして、その活動の一つとして、アイヌの人々に対する差別をなくするための啓発活動を実施してきておるところであります。

啓発の方法といたしましては、国民全体に対し、広くアイヌの歴史、文化、伝統及び現状を正しく認識し、差別の不当性を十分に理解してもらうよう、啓発冊子の配布、講演会の開催などさまざまな啓発活動を実施するほか、アイヌの人々に対する結婚差別や差別発言など個別具体的な差別事象に對しては、人権侵害事件として適切に対処してきておるところであります。

今後、アイヌの人々についての理解の促進を図るための啓発活動を積極的に行うとともに、個別具体的な差別事案に對しては、人権侵害事件として調査を行い、その結果に基づき適切に処理してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○石崎委員 長官、いかがですか。その前段としての、今回のあれだけで、その法目的が文化や伝統面だけの施策で達成し得るのかどうかという点は。

○稲垣国務大臣 本法案は、先生御指摘のとおり、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目的としておるのでございます。

アイヌの人々の誇りの源泉となっているアイヌの伝統及びアイヌの文化は今日まさに存立の危機にあると思われるわけでございますので、また、国民にまだ十分理解されておらない、こういう状況にございます。それだけに、アイヌの使われておりました言語、あるいは伝統、文化は、民族としてのいわゆるアイデンティティーの基盤といふべきものと承知しております。

このような状況にかんがみまして、まず本法においては、アイヌの文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図ることの施策を推進していくことによりまして、アイヌの人々が民族としての誇りが尊重される社会の実現を図っていききたいというところに趣旨はあります。十分御理解をいただきたいと思います。

○石崎委員 繰り返すには、画期的な民族政策であるというふうに評価をしております。

そういう中で、この新法の法案そのものは非常に基本的な内容を規定したもので、なかなか何をやるのかというイメージがわかないという面があります。総理大臣が基本方針を決めて、北海道が、北海道になりまして、基本計画を策定し、指定法人が実施を行うというふうな流れになってくるとは思うのですけれども、具体的にどういうことをやるのか。先ほど質問にちよつと答弁がございましたけれども、具体的に何をやるのかというのをぜひ例示してほしい。今までも北海道やウタリ協会を中心に行っている行事が、取り組みが行われていますけれども、法律ができることでどういう新しいことが行われるのかということぜひ教えてください。

〔委員長退席、金田(誠)委員長代理着席〕

○八木(康)政府委員 お答えいたします。先生おっしゃいましたように、国が基本方針を立てまして、都道府県が基本計画、それで実際の業務は指定法人ということでございます。

具体的な事業内容ということでございますが、少し当庁所掌に係る業務を詳しく申し上げます。一つは理解の促進ということでございます。もう一つは、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進ということでございます。

まず、理解の促進でどういうことをやるかというところでございますが、ここは理解の促進を図るためのリーフレット等の発行事業というふうに考えておりまして、リーフレットの作成とかポスターの作成を考えております。

さらに、二番目として、小中学生向け副読本の作成、配布事業を考えております。

三番目は、ホームページの開設事業でございます。ホームページの開設としまして、これによりましてアイヌ語とかアイヌ文化等の紹介でございます。中身は、アイヌ語、アイヌの歴史、文化、アイヌ関係出版物、イベント情報等と考えております。さらに、アイヌ関連学術情報提供サービスといったことも考えております。

四番目は、アイヌ文化の交流センターの設置事業でございますが、設置場所としては東京都内を予定しております。この機能といたしましては、予定しておりますが、一つはアイヌの人々の文化活動等の支援でございます。また、一般の人たちとの文化交流と理解の促進、さらにはアイヌに関する情報の発信を考えております。

五番目は、アイヌ文化友の会の設立事業というように検討しております。それは会報の発行とか会員向けイベント等の実施、友の会の主催事業の支援でございます。

これが理解の促進ということで公益法人がやろうとしていることでございますが、もう一方、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進ということでございます。これはアイヌ関連総合研究

等の助成事業でございます。具体的には、アイヌ社会関連の研究助成事業、あるいはアイヌ社会関連出版物等の作成費の補助事業、こんなようなことを考えております。

こういうことを、実務として公益法人を通じてやっていくというふうに考えております。

○水野説明員 お答えいたします。私どもの方の所管しているところでございますが、アイヌ語の振興ということ、またアイヌの文化の振興、さらには研究支援というのが大きく三つあるわけでございます。

まず初めのアイヌ語の振興、普及につきましては、アイヌ語の指導者の育成、またアイヌ語の上級話者の養成講座、さらにはアイヌ語のラジオ講座等の事業を予定しております。

また、二番目のアイヌ文化の振興、普及の関係の事業につきましては、一つはアイヌの工芸品展の開催、さらにアイヌ語の舞踊や音楽などの芸能鑑賞会の開催、またすぐれた文化活動の表彰や国際的な文化交流事業、さらにはアイヌ文化の地域間交流というようにございまして支援してまいりたいというふうに考えております。

また、三点目の研究助成、出版助成につきましては、アイヌ文化の振興の基盤となる実践的な研究を支援してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○石崎委員 もう一つ、昨年の懇談会報告ではアイヌ文化振興基金を設けると一節がありましたけれども、これは新法の条文の中には盛り込まれていないようでありまして、この基金についてはどのように扱っていくのでしょうか。

○八木(康)政府委員 お答えいたします。御指摘のように、有識者懇談会報告書におきましては、アイヌ文化の振興等の施策の展開に当たります。アイヌ文化振興基金を設け活用することが有効であるという御指摘、御提言をいただいたところでございます。

その報告書を受けまして、政府におきまして新たな施策の具体化に向けて検討を行ったわけでござ

います。その結果、厳しい財政状況のもとにあるわけでございますが、平成九年度予算におきましては、基金の設置は見送られたわけでございますが、新たな施策の実施に要する経費としまして、文部省と当庁に所要の補助金約一億五千万円が計上されたところでございます。

以上のことから、基金につきましては、御指摘のように本法案には盛り込まれておりませんが、これは将来の課題として取り組んでいきたいというふうに考えております。

○石崎委員 将来の課題、長官、どうされますか、来年度予算では。

○福田閣僚大臣 今御指摘になった諸点等につきましては、何にしましても、法律が通りました上では基本方針とかあるいは基本計画とかこの基金の問題等々、今後検討してまいる覚悟でございます。で、よろしく御理解していただきたいと思

います。

○石崎委員 それから、昭和四十九年からですか、既存の北海道ウタリ福祉対策というものが幅広く行われておりますけれども、この北海道ウタリ福祉対策の根拠となる法律は何でしょうか。

○八木(康)政府委員 お答えいたします。北海道ウタリ福祉対策で実施されている事業、これは各種事業がございまして、そのほとんどが法律に基づいて実施されているものではございませんが、国といたしましては、北海道が進めておりますこのウタリ福祉対策を円滑に推進するということで北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議を設けておりまして、この中で関係行政機関との緊密な連携を図りつつアイヌの人々の生活向上に努めていたところでございまして、これが支援機関というふうになっております。

○石崎委員 北海道ウタリ福祉対策は具体的に根拠となる法律はないということでありまして、そして、去年の懇談会報告の中でも、この一連の福祉対策は不十分であるというふうに指摘をされておりますけれども、今回の新たなアイヌ新法にこういう福祉対策を組み入れるということにはなりま

せんでした。

その辺、根拠の法律がない、あるいは新法にも組み入れないというところにもいろいろ国の考えがあるのかというふうなところにもいろいろあると思いますが、厳しい財政状況の中での生活や教育面での格差というものが厳然としてあるという実態であります。ですから、その格差解消のためにウタリ福祉対策の強化充実を図っていく考えはあります。か。

○八木(康)政府委員 先ほど申しましたように、関係省庁連絡会議を設置しまして、アイヌの人々の生活水準の向上等に努めてきたわけでございまして、これまで教育の振興とか生活環境の整備とかあるいは産業の振興、就労の安定化等の諸施策を総合的に実施してきたことによりましてアイヌの人々の経済状況とか生活環境、教育の状況も着実に向上してきた。しかしまだ一般国民の方と比べると格差があるということではございますが、しかし、着実に向上したと思っております。これにつきましては、引き続きその推進に鋭意努めてまいりたいというふうに考えております。

○石崎委員 それから、先ほど鶴岡先生も触れられましたけれども、三月に二風谷ダム訴訟判決というものがございました。大変その判決内容を私も驚いて読ましていただきましたけれども、同化政策の歴史的経緯に対する反省の意を込めて最大限の配慮がされるべきなのに、最も重視すべき価値を不当に軽視、無視したという大変厳しい違法判決ということであります。

ここで、皮肉といいますが考えなければならぬのは、この二風谷ダム、直接的には開発局一建設省というふうな流れだとは思いますが、今回の新法、アイヌ文化を尊重するという新法を所掌する北海道開発庁の出先である北海道開発局に對して、いわばそれを諭すように、アイヌ文化を尊重しなかつたんだ、軽視、無視したんだという大変厳しい判決であります。

今回の新法成立を目前にして大変ある意味では

タイムリーな判決であったと思えますけれども、その北海道開発庁に向けられた判決というものについては、長官、率直にどう思われますか。

○稲垣国務大臣 先ほど質問にもございましたが、北海道開発事業の実施に当たりましては、従来より文化財の保護や環境の保全ということに極めて留意を努めてきたところでございます。

二風谷ダム事業を進めるに際しまして、特に地元の方々の御意見も伺いながらアイヌ文化の保全や伝承というものに十分配慮してきたと考えております次第であります。しかし、今回の判決理由において十分な理解が得られなかったことは残念に思っているところでございます。

北海道開発事業の実施に当たりましては、今後とも、アイヌ文化の保全の観点を含めながら地元の見解に十分配慮してまいりたいと思っております。

○石崎委員 この判決は控訴しなかったために確定をしたということでありまして、その判決の事実が厳然として残っているということでありまして、これは、いわば開発庁あるいは開発局に対して大変重要な課題を投げかけた判決だということに思っています。

そういう中で、もう一方、一九九四年から十年間が世界の先住民の国際十年ということになっているのであります。なかなかそのときは大騒ぎをするのでありますけれども、その十年間という中でそういうものが忘れ去られがちなのがよくあります。そういう中で、この先住民の国際十年の中で、国内施策、これまでどういうことが行われていたのか、また、今後どういうことを行う予定になっているのかを教えてください。

○貝谷説明員 国連で設けられました一九九四年からの世界の先住民の国際十年につきましては、その前年の一九九三年一年間の世界の先住民の国際年における国際協力を引き続き推進するものとして大変有意義なものであると考えておるところでございます。我が国は、本件十年に関する国連基金に対しまして、九四年度以降毎年五万ドル

ずつの拠出を行ってまいるところでございます。

また、国内的には、この十年に関しまして、政府広報紙等を通じて広報活動を行ってまいるところでございます。

○石崎委員 国内的には政府広報で広報活動をしているということでありまして、余り見たことがないような気がいたしますけれども。

もう一方で、国連の人権委員会作業部会というところで先住民の権利に関する宣言というものがいろいろ議論をされているというふうに関しておきます。過去二回ほど議論が行われたというところでありまして、日本政府のその先住民の権利宣言に対する基本的な態度はどういうふうになっておりますか。

○貝谷説明員 御質問のございました先住民の権利に関する国連宣言案につきましては、一九八〇年代の前半より個人資格の専門家レベルで検討され、その素案が作成されまして、現在、国連人権委員会のもとにこの宣言を検討するための作業部会が設置されまして、政府関係レベルでの審議が始まっております。

御指摘のとおり、現在まで九五年及び九六年と二回会合が開催されて検討されておりますけれども、各国から種々の意見が出されております。議論が収れんするにまだまだ時間がかかるというふうに見られておるところでございます。

この宣言案に関しまして、我が国といえましては、先住民の定義が必要ではないのかという点でございます。また、あるいは、各国の先住民の置かれた歴史的、社会的状況がさまざまであり、各国の立法、司法、行政制度もさまざまでございます。必要ではないかというふうな点等を含めまして、積極的に議論に参加しているところでございます。

○石崎委員 この国連人権委員会作業部会における先住民の権利宣言、これが日本も参加して成

立した場合、日本の国内施策、アイヌ民族に対する施策というものに権利宣言が反映されるということになりますか。

○貝谷説明員 この宣言につきましては、ただいま申し上げましたとおりまだ検討に時間がかかる予定でございますけれども、最終的に権利宣言が出た場合には、その内容等を踏まえまして、その時点で関係省庁とも御相談していきたいというふうに考えているところでございます。

○石崎委員 いろいろお聞きしましたけれども、いずれにしてもこのアイヌ新法、新たな民族政策として非常に貴重な、非常に重要な法案であるというふうに関しておきます。かつて、何年前でしたか、単一民族発言というものがございまして物議を醸したことがありますが、異質なものを排除するという社会から、多様性を認める、それは、民族的にも多様性を認めるという社会に日本の社会を変えていく、価値観を変えていくということが必要であるというふうに関しておきます。今、今回のアイヌ新法というものがそのために「銀のしずく」として結実をすることを期待しております。

質問を終わります。

○伊藤委員長 次に、池端清一君。

○池端委員 民主党の池端清一でございます。

北海道におけるアイヌ民族の組織でございます。北海道ウタリ協会が、昭和五十九年五月、一九八四年に現行の北海道旧土人保護法にかわってアイヌ民族に関する法律案の制定を求めてから、実に十三年を経過したわけでございます。ようやくいわれるアイヌ新法が国会に提出され、ただいま審議が行われているわけでありまして、私も社会党時代からこの問題に深くかかわってきた者として実に感慨無量なものでございます。

しかし、この法律案は、先ほど来からお話ありますように、自立化基金の問題であるとか先住権の問題については触れられておらない。幾つかの問題点がございまして、今後に残された課題がございまして、私は、この法案の中で、「アイ

ヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現」、これを高らかにうたっていることについて評価をするにやぶさかなものではございません。この間に至るまで、梶山官房長官、稲垣開発庁長官を初め政府関係者の皆さん、そして事務当局も含めて大変な御苦勞をされた。さらには北海道ウタリ協会の皆さん方が熱心にこの活動を進めてきた。これらの問題について、私はまず敬意を表したい、こう思うわけであります。

そこで、まず最初に尋ねたいのは、北海道旧土人保護法と旭川市旧土人保護法と旭川市の廃止の問題についてであります。

このアイヌ新法の制定の意義は、第一に、長きにわたって差別と屈辱の歴史に耐え抜いてきたアイヌ民族に対して、民族としての誇りや尊厳の回復を図る、そして独自の文化の振興を図る、こういうことにあると思うわけであります。

そして第二は、今申し上げました旧土人保護法の廃止。これが明治三十二年に制定されました。ことしで九十九年目でございます。九十九年目にしてようやく廃止されようとしている、ここに私は第二の意義を見出すものであります。

この問題については、そこにおられます稲垣開発庁長官、昭和六十一年の十一月二十五日の第七国会に、あなたは当時社会労働委員会の理事でございました。今は亡き戸井田三郎元厚生大臣、そして丹羽雄哉元厚生大臣とも自民党理事五人の名前をもつて、これは議員立法として、この旧土人保護法の名称を変更する、こういう提案があったわけであります。私もそのときは社会労働委員会の社会党の理事でありました。それについては激しくあなたとやり合った。単なる名称の変更ではだめです、きちっとアイヌ新法の制定、中身のある内容をきっちり出さないとということでいろいろ議論をした結果、継続審議を重ねて、ついに選挙もつて、これは平成二年の衆議院の解散によって廃案になった、こういう経過があるわけですね。あなたはそのことは十分御記憶があると思うわけであります。

この旧土人保護法は、アイヌの人々の救済をうたい文句にしておりました。しかしその内容は、本来的にはアイヌ救済策とはほど遠い内容であつた。例えばこの法律では、アイヌ民族を日本國民に同化させる目的で土地を与え、医療、生活扶助、教育などの保護対策を行うものでございました。しかし、いろいろな資料を見てみますると、それは名ばかりのものであつた、こういうふうに言えると思ふのであります。

例えば、昭和十年、北海道庁の学務部社会課が発行しておる資料によりますと、土地についても、和人への土地払い下げを最優先した後の余った土地の付与であつただけに、ほとんどがけ地であつた、したがつて放牧地にもならないような極めて劣悪な土地が与えられた、開墾不能の土地が多くを占めていた、こういうふうに記載をされておるわけであります。これは一例であります。

それから教育の問題についても、アイヌ小学校というものが設けられました。このアイヌ小学校は、一般小学校よりもはるかに差別的な取り扱いがなされておりました。

例えば教科にしても、明治三十四年に旧土人児童教育規程というものがつくられておりますけれども、それによりますと、教科は修身、国語、算術、体操、このほかに男子は農業、女子は裁縫、こういう五教科に限定をされておりました。一般の小学校では、このほかに地理があり、歴史があり、理科があったわけです。この三教科が除外されてゐる。しかも、修業年限は四年間。就学年齢も、一般の小学校は満六歳で入学できるわけであり、一般的にアイヌの子弟については、非常に劣っているという理由であらうと思いますが、満七歳で就学をする。こういうような極めて差別的な取り扱いをしてきたわけでございます。まさにそれは差別と侮べつの一語に尽きるものである、こういうふうに言つて決して言い過ぎではない、こう思うわけでございます。

これは旧土人保護法に関連して申し上げましたけれども、一般的に、日本の歴史上、和人が北海

道において多数者となつて、アイヌの人々に對して過酷な條件を押しつけてきた、そしてアイヌを支配し、アイヌの生活はまさに悲惨をきわめた、人間として耐えがたい屈辱を味わはされる、こういうような狀況が続いてきたわけであります。

しかし、私は今度の法案を見ますと、この提案理由の中で旧土人保護法の廃止の問題については全く触れられておりません。これを単に廃止するというだけでございます。私は、この際、政府としてはこれまでの政策についてきちつと総括をする、このことが大事ではないか。政府として、この際、アイヌの人たちに対する、アイヌ民族に対する謝罪と反省がどうしても必要であり、それがあるわけではございませんか。こういうふうに考えるわけでございますが、ひとつこれは梶山官房長官と稲垣閣発庁長官からその見解を承りたいと思います。

○梶山国務大臣　長い間この問題に携わつてまい

りました池端委員の御意見は、私も昨年四月一日に報告をちゅうだいで以来の勉強でございますので、私は、あなたの百分の一も千分の一も知見はございません。

しかし、この有識者の懇談会のあの報告書の中には、特に明治以降の北海道開拓、その中における歴史的な現実、こういうものを直視した報告書がつくられておりました。大変私もショックでございまして、そういうものをめぐってこれから法整備をどうすべきか、こういうことには若干の私も意見を申し上げて、今回の法案の提出に至ったわけでありまして。ですから、今までの不適切な名称や、あるいは土人法等を廃止する必要性、こういうものを強く指摘をされたわけでありまして。

ですから、私たちが法律案で、必ずしも皆さん方が十分に満足とは言われなと思いますけれども、この報告書に述べられていることは未来志向的な、これからの我が国のあり方、これを志向し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現することを基本理念とする。委員おつ

しやる 謝罪や反省がないではないかと言うけれども、この報告書を全面的に受け入れたというこの事実だけはひとつ御直視を願ひ、これからの先に向かつての進め方をお互いに心しながら行つてまいることによつてその実を上げてまいりたい、このように思います。

○池端委員 謝罪、反省という言葉は聞かれませんでした。この有識者懇談会の報告書の内容を重く受けとめる、こういうふうにな官房長官は言われたもの、こう受けとめるわけでございます。

実は、私も北海道出身でありまして、先ほど質問されました新進党の鰐淵委員とは同じ北海道釧路市の生まれでございます。そして、長らくアイヌの人たちと交流を深めてまいりました。

ところが、私は、青年時代、中学校の教師をしておりました。今から四十三年前の昭和二十九年に、北海道の日高支庁管内の平取の中学校に赴任をしたわけでございます。この平取町というのは、アイヌの子弟が多く通学している学校でございます。そこで私は赴任早々、上司から言われました。アイヌという言葉、表現はこれは差別用語である、もしどうしても使う必要があるならば旧土人と言いなさい、こう言われた。私はそれを聞いて、実に愕然といえますか、愕然としたわけであります。

旧土人というのは、私、広辞苑をいろいろ調べてみましたけれども、全然、広辞苑にも載っていません。旧土という言葉はありませんけれども、旧土人というその解釈はないのであります。しかし、明らかにべつ視のこれは表現であると思います。が、学校の上司としては、法律上いろいろ探してもあるのは旧土人保護法であるから、旧土人という言葉を使えば無難であろう、それは何ら法律的にはとがめられるものではないという思いから、私はそう言ったのであります。

しかし、戦後の新憲法下においてもそういうことが言われる。それがずっとこの九十九年間続いてきたわけでありますから、私は、やはりここできちっと総括をする必要がある。その反省の上に

立って新しい法律をどうやって運用していくか、
 こういふ構えが必要だと思いますが、稲垣開発庁
 長官、承りたいと思います。

○稲垣國務大臣 池端先生から先ほど来から大變昔の話まで出まして御指摘をしていただきました。

私はその当時、アイヌの人々に対する国民の理解を深めることを尊重していかなきゃならぬ、先生のお言葉がありましたとおり、旧土人という法律の用語の中に入ったのはいかなもののか、なかなというようなことから、昭和六十一年のたしか百七回国会でございましたが、御指摘のとおり、私も、当時自民党の社会部会長をやらせていただいたましたし、杜労の委員会の理事をやっておりますので、仲間と話しじて、とにかく中身はいろいろあるけれども、とりあえずは、ひとつ、名称、表題をこれはどうも思わしくないから変えようじゃないかというようなことからいたしました。

あなたが、清書をしたら、それはもうとてもだめだということでございましたが、私どもは、北海道旧土人保護法等二法で定められている旧土人という言葉業をウタリと改める法律案を同僚議員とともに国会に提案したことがございました。大変懐かしい思いをいたしておるわけでございます。

諸般の事情によりましてこれは廢案となりましたが、その後十年を経て、ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会、先ほど官房長官からも報告がございましたとおり、これをいただきまして、今度は政府の立場で法案を提出することに至ったことは、私にとりまして大変感慨深いものを抱擁しているわけでございます。

懇談會報告書におきましては、明治以降、我が國が近代國家としてスタートをいたしましてから北海道開拓を進める中で、いわゆる同化政策が進められて、アイヌの人々の社会や文化が受けた打撃は決定的なものになったこと、当時の政府もさまざまな対策を講じ、明治三十二年の北海道旧土人保護法の施行に至りましたが、いずれの施

策もアイヌの人々の窮状を改善するために十分機能したとは言えなかったこと等が記述されているところでございます。

懇談会報告書のそのような指摘を重く受けとめまして、今回、国民に対する普及啓蒙等の施策の実施を通じ、本法案の目的であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けて、これからの真剣に努力してまいりたいことをお誓い申し上げます。

○池端委員 先ほど出ておりましたけれども、先般のいわゆる二風谷ダム訴訟におきまして、去る三月、札幌地裁は判決をなさったわけでありまして、その判決理由で、

アイヌ民族は、我が国の統治が及ぶ前から主として北海道に居住し、独自の文化を形成しており、これが我が国の統治に取り込まれた後もその多数構成成員の採った政策等により、経済的、社会的に大きな打撃を受けたこと、なお民族としての独自性を保っているということができるところから、先住民族に該当するといふべきである。こういう判決理由が出ておるわけでありまして。その歴史認識といいますが、歴史的事実に即したこれは極めて正しい判断であると思えます。

今ここで、この判決内容について内閣の評価を私は求めるつもりはございませんが、アイヌ民族の先住性の問題については、有識者懇談会報告におきまして、アイヌの人々は「北海道に先住していたことは否定できない」、この明確に述べておるわけでございます。また、梶山官房長官も、さきの四月四日の参議院内閣委員会においてアイヌの先住性を、内閣の認識、こういうふうに表示されたというふうに承知をしておるわけでありまして。

この内閣の認識というのは、言葉をかえて言うならば、内閣の統一見解、こういうふうに表示してよろしいかどうか、改めてお伺いをしたいと思います。

○梶山国務大臣 私が先住性について参議院の質問に答えて申し上げたことはそのとおりであり

ります。そして、総理も実はこの先住性については既に認めております。

ですから、内閣の認識ということとは、内閣のいわば今日的、統一的な見解と私は解釈をされてもやむを得ないというより結構だという気がいたします。ただ、その統一的な見解によって何が派生するか、発生をするか、この問題に関して、予見を実は持たないで申し上げておるわけでありまして、そういうことは当然のことであるというふうな考えでおります。

○池端委員 内閣の認識、統一的な見解であるというふうな言われたことは、私はそのまま正しく評価をしたいと思っております。

かつて、昭和六十一年の十月二十一日の衆議院本会議におきまして、中曽根元総理が同僚議員の質問に答えて、「日本の国籍を持つていらっしゃる方々で、いわゆる差別を受けている少数民族というものはないだろうと思っております。」こういうふうな答弁をされておるわけでありまして。これはもう今日明らかなに否定されたというふうに私は理解をするのでございます。

そこで、外務省にお尋ねをしたいと思えます。外務省は、これまで国際人権規約B規約に基づいて、国連への報告を昭和五十五年から今日まで三回行っております。四回目の報告はいつなされるおつもりなのか、まずその時期的なことをお聞きたいと思えます。

○貝谷説明員 御質問の、国際人権規約B規約に基づきます第四回目の報告につきましては、現在鋭意作成中でございまして、近々、国連に提出できる見込みでございまして。

○池端委員 近々といつても、時期的なものを明らかにしてもらいたいと思えます。

○貝谷説明員 遅くとも今月中には提出する予定でございます。

○池端委員 それを初めから言ってくれば二回も質問する必要はないんだ。

そこで、今日まで政府は、昭和五十五年、一九八〇年に国連に提出した報告では、この規約に規

定する意味での少数民族は我が国には存在しない、こういう報告をしております。そして、二回目の報告があり、三回目の報告では、これは平成三年十二月になされた報告でございまして、「アイヌの人々は、独自の宗教及び言語を有し、また文化の独自性を保持していること等から少数民族であるとして差し支えない。」と控え目に、消極的に「差し支えない。」、こういうような表現になっておるわけでありまして。

今度の、先ほど来からの国会の審議のやりとりあるいは有識者懇談会の報告を踏まえて、第四回目の報告は書き改める、訂正をして報告されるべきものであると思えますけれども、それについて御所見を承りたいと思えます。

○貝谷説明員 この報告につきましては、国連に提出する前にその詳細な内容を公表申し上げる性質のものでございまして、総じて申し上げますと、今回の報告の中では、アイヌの人々に関しましては、関連部分におきまして、北海道ウタリ対策に関する政府の施策について、北海道アイヌの人々は、和人の中世末期以降の歴史の中で、領土である北海道に先住していたことは否定できない旨を言及してございましてウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告を踏まえての政府の姿勢、こういったものについて報告することをお予定しております。

○池端委員 有識者懇談会の報告を中心にして国連に報告するというところでありますが、今般のアイヌ新法の制定、これはあすにでも本会議は通過するのではないかと、これは私は思っておりますけれども、これについては触れられておらないのですか。

○貝谷説明員 この報告につきましては、その作成の技術的、時期的な問題から、一応本年二月末をもちまして、本文を関係省庁とも御相談の上で確定してきたところでございまして、本件、いわゆるアイヌ新法案につきましては、今回の報告中では言及されておられませんけれども、この点につ

きましては、追って国連に報告することになるというふうに考えております。

○池端委員 別途法律が成立すれば国連に報告する、こういうふうに表示してよろしいですね。はい、わかりました。

そこで、法務省にお尋ねをします。法務省の人権啓蒙資料として「アイヌの人々と人権」というパンフレットがございまして、これは国会で、参議院での指摘もございまして、書き直しを約束されておるわけでございますが、この資料では、今申し述べました、国連に対して政府が提出をいたしました第三回目の報告書を引用して書かれております。すなわち、アイヌの人々は少数民族として差し支えない、こういうふうに表示しておりますけれども、これはやはり先住という言葉を明確に書いて、訂正があつてしかるべき、こういうふうに表示しますが、これについてはいかがですか。

○醍醐説明員 お答えいたします。法務省作成の啓蒙冊子「アイヌの人々と人権」につきましては、本年中に改訂を予定しております。その際、アイヌの人々に関しましては、たゞいままでの官房長官の御答弁並びにB規約に基づきます国連への報告を踏まえまして、その内容につきましては見直しをまいりたいというふうな考えでおります。

○池端委員 時間が刻々迫っておりますので、それでは有識者懇談会報告に述べられております今後の施策の四つの提言、その一つでございまして伝統的生活空間の再生ということが言われております。これはアイヌ語でイオルと言ふのだそうでありまして、伝統的生活空間の再生ということが提起されておりますけれども、これについての具体的な構想、今後の方針、進め方等について、現段階で明らかにできるものについてはお示しをいたしたい、こう思っています。

○梶山国務大臣 アイヌ文化は自然とのかかわりが極めて深く、自然と共生するアイヌの人々の知恵を生かした体験や交流の場、あるいは工芸技術

の伝承の場等を伝統的生活空間として再生をしていくということをごさいます。このことはアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓蒙を図る上で極めて大きな意義を有しているものと考えております。

伝統的生活空間の再生につきましては、有識者懇談会の報告書におきましても、その整備に当たっては地元の意向と取り組みを重視し、尊重することが大切であると指摘をされております。地元北海道においては、今年度から三カ年程度の手定で基本構想策定のための調査検討を行っていることになっておるものと承知しております。

○池端委員 以上で質問は終わりたいと思いましたが、この法案にはさきに触れましたように先住の問題、あるいはアイヌ民族の皆さんが強く要望しておった自立化基金の創設の問題、これが見送られております。生活の向上なくして何の文化振興か、こういうことも言えるわけでありまして、アイヌ民族の皆さんの生活の安定を図ることが極めて喫緊の課題になっておる。こういう問題については直接触れられておらない。ウタリ福祉対策でやると言うのかもしれないけれども、そういう問題が欠けている点、私は率直に言って、大変御苦労されたけれども、この点については不満が残る、今後の課題としてこれは残っている、こういうふうな思いうわけでございます。

しかし、目下国連でも少数民族民族の固有の権利を認め、人権を守り、そして民族として自立していくためには何が必要かということが議論をされている、そういう状況にございまして、さらに今後の国連での検討内容を持つてこの法律のより豊富化といえますか、より完全なものにしていくために私も努力してまいりたいし、政府もその立場で鋭意努力をしていただきたい、このように思いうわけでございます。

最後に、初めて民族立法に取り組みました事務当局を含めて政府関係者の皆さん、それから伊藤正己座長を初めとする有識者懇談会の皆さん、さらに北海道ウタリ協会の皆さん、とりわけ現理事

長の笹村二朗氏、前理事長の野村義一氏の本当にこの問題にかけた情熱というものは、私どもは忘れることはできません。梶山官房長官、五十嵐広三官房長官の御努力についても私はこの際一言触れておきたい。こういうことで、これらの方々の御苦勞に感謝をして私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○伊藤委員 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

我が党は既に、今から二十五年前、四半世紀前でありましたが、一九七二年の第十二回党大会におきまして採択をいたしました民主連合政府綱領の提案で、アイヌを我が国の少数民族というべき存在と先駆的に位置づけをいたしまして、アイヌの生活と権利の保障、そして一切の差別の掃蕩を要求して、その実現のために一貫して闘ってまいりました。先ほども問題が提起されておりましたが、我が国には少数民族問題はないという中曾根発言がありましたけれども、八五年の第十七回大会では、先ほど述べた我が党の見地を党綱領にも明記をしてきたわけでありました。

先ほど官房長官から、今回の法案、アイヌ文化振興法とでもいふべき法案は、昨年四月一日の有識者懇談会の報告書を全面的に受け入れて作成したものである、そういう御答弁がございました。そこで、この法案の審議の前提として、昨年四月一日、官房長官に出されたウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書をどう見るかということが非常に大事なことだと思っております。

私は、この懇談会報告書は二面性があると思っております。

一面は前進的な側面でありまして、これまで日本政府がとってきた非常に頑固な面といえますか、おくれた部分に衝撃を与える進歩的な側面だと思っております。その中身は何かといいますと、アイヌの人々の先住性、アイヌの人々の民族性、これを日本の政府にかかわる文書として初めてはっきりと位置づけた非常に画期的な文書だ、それが官房

長官に対して衝撃を与えた中身だと思いうわけであります。

細かい引用は避けませんが、報告書は先住性についてこう結論づけています。「少なくとも中世末期以降の歴史の中でみると、半開的にみても、アイヌの人々は当時の『和人』との関係において日本列島北部周辺、とりわけ我が国固有の領土である北海道に先住していたことは否定できないと考えられる。」はつきりと書いてあります。

それと二つ目に民族性であります。これについても、これは客観的基準と主観的基準がある、言語、宗教、文化等の客観的基準と、民族意識、帰属意識といった主観的基準がある、しかし、近年においては特に帰属意識が強調されているんだというところを位置づけた上で、今日アイヌの人々が、我が国の一般社会の中で言語面でも文化面でも他の構成員とはとんと変わらない生活を営んでおられるけれども、アイヌの人々には民族としての帰属意識が脈々と流れている、そして「民族的な誇りや尊厳のもとに、個々人として、あるいは団体を構成し、アイヌ語や伝統文化の保持、継承、研究に努力している人々も多い。」こう述べて、結論として、「このような状況にかんがみれば、我が国におけるアイヌの人々は引き続き民族としての独自性を保つていくとみるべきであり、近い将来においてもそれが失われると見通すことはできない。」こう書いてあります。

私は、それに加えて、この有識者懇談会の報告書がさらに歴史的な、我が国の政府がとってきた施策に対して非常に厳しい指摘をしているところも改めに見落としてはならぬと思っております。

「松前藩が成立する過程で」いわゆる「アイヌの人々を労働力として拘束し収奪する場所請負制へ移行する中で、アイヌの人々の社会や文化の破壊が進み、人口も激減した。」という指摘。そしてさらに、明治以降、同化政策が進められ、伝統的生活を支えてきた狩猟、漁労が制限され、禁止された、そして、「アイヌ語の使用を始め伝統的な生活慣行の保持が制限され、アイヌの人々の社会

や文化が受けた打撃は決定的なものとなった。」という指摘が、初めて政府に出された文書で書き込まれたわけだと思っております。

これは非常に進歩的な、前進的な一面だと私もこの部分については高く評価をしているわけでありまして、これを土台にして今度の法案が作成されたという点は、今度の法案の進歩性を指摘できるものだと思います。

ただ、しかしながらもう一面、残念ながらそれにもかかわらずこの報告書には大変なおくれた部分、一面化してしまつた部分があるのではないかと思いうわけです。それは、これだけアイヌの人々の民族の先住性、民族性、そして歴史を指摘しておきながら、その指摘をこれからの施策に全面的に取り入れていない、残念ながらその中のほんの一部である文化面についてのみ施策の中に盛り込んだという、そういう面では、言葉は悪いかもしれませんが、一面化し、矮小化してしまつた。この不十分性があるということを、やはりこの両面をしつかり見なければならぬと思いうわけでありました。

先ほど来、同僚委員の皆さんからも不十分性が指摘されたのは、やはり有識者懇談会の中にあるこの二面性が法案に反映されたからではないかと思いうわけです。こういう認識を持つて私はこの有識者懇談会の報告書を見たわけでありまして、官房長官と北海道開発庁長官の有識者懇談会に対する基本的な見方、そういう見方ではないのかと思ふんですが、認識をまず伺いたいと思ひます。

○梶山国務大臣 大変難しい問題の提起であります。多分委員のお生まれになった栃木県の鹿沼、私の生まれた茨城県の太田、似た地域でございますが、ここには、いわば我々の先輩がよく教えてくれた、この地名はもとのアイヌの地名ですよというところがあります。

ですから、先住性を言うならば、確かに明治近くになってから北海道に大半が住んでおるといふ認識はありますが、前から相当な私は、本土とい

うか、内地でも交流があつたはずだ。それは先ほどのお話にもありましたように、同種民族である、同種の異民族といふか、そういうことでありますから当然のことかもしれません、毅然としない古い時代、お互いに同居の時代があり、同化の時代があつたといふことと、それから急速に変わったのは、明治前後から交通機関が発達をし、北海道といふものに着目をした和人といふか、そういう方々の進出によつて大きく変化を遂げた。急速に変化を遂げたがゆえに、いろいろな悲劇やあるいはあつたかやその他の問題が起きたという感じがいたします。

今委員御指摘のように、一面性のとうとさ、これは私たちがむしろ一面性を一番、特に文化面等を強調したわけでありますが、もう一つの面といふか、それを強調すると、逆に言うところ差別になりはしないかといふ心の中に恐れ、こういうものがあつたればこそ、若干の私はこのテンポを緩めながらどういふことをなすべきか。

総体的にアイヌ民族の方々が求めるものは何なのかといふことになりまして、私は、一面には日本人としての権利、これは一〇〇%享受が出来る。それからもう一つは、アイヌの民族性、そういうものをどう固持、拡大をしていくか。この二つを同時並行的に行つていくことが大切なのでありまして、アイヌの方々が何を求めようとそれは自由であるといふその一点があります。まごつく固定化をするといふ心配もしなければならぬ、私は、こういう思いを心の中に抱くわけでありまして。

私は、今日考えられる、いわばこの懇談会の報告書にある思想を、十二分とは申しませんが、全体として国民の理解し得る範囲内の法律を定めたといふふうには御理解をいたしたいと思ひますし、私もまた、そういうつもりがありますから、今後全くこれによつて変更がないといふことではなくて、第一歩を印したといふふうには御理解を願ひたいと思ひます。

○樺垣國務大臣 基本的にはたいたい官房長官が

申されたとおりでございますが、本法は、御承知のとおり、ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会で御提言をいただいた新たな施策の基本理念と内容を踏まえまして、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現等を目的とした立法措置を行うものでございまして、この目的に直接寄与するアイヌ文化の振興等をこの法律の対象としていてございまして、御質問のような諸施策につきましましては、本法の目的に直接寄与するものではないために、この法律の対象としていないものでございます。

アイヌの人々の生活水準の向上等につきまして、北海道におきまして、昭和四十九年度以来、北海道ウタリ福祉対策等を実施しているところでございまして、国としても、もろもろの関係行政機関との緊密な連絡を図りながらこれは積極的に支援をしてきたところでございまして、それらの実現のために引き続き推進に努めてまいりたいところであります。

○八木(康)政府委員 先ほど、懇談会報告書で先住性を表記しておりますが本法案には入っていないという御指摘がございました。

先ほど来述べておりますように、本法案の立案に当たりましては有識者懇談会の報告を最大限尊重したところでございまして、その報告書におきまして、先ほど御披露のありました、少なくとも中世末期以降の歴史の中で見るとアイヌの人々と和人との関係において北海道に先住していたこと等について記述されていることにつきまして十分理解しているところでございますが、しかしながら、いわゆる先住性につきましては本法案の立法の動機となつていないといふことと、また、先住といふ事実から本法案に規定する施策の推進が導き出されるものではない、関連性がないといふこととで、本法案に盛り込むことは困難であるといふふうには考えた次第でございます。

○木島委員 官房長官が、本法案が第一歩であるという御答弁をされました。大変重く私は受けとめたいと思ふのです。私は、そのように、本法案

はアイヌ対策の終着駅ではない、出発駅だ、始発駅だといふ位置づけだと思ふのです。そのとおりだと思ふので、これで終わりとせずに、これを土台にして、さらによりよい法律をこれからつくるべき課題を日本政府も国会も負っているのではないかとこのように思ふわけです。

私、先ほど有識者懇談会の二面性を指摘いたしました、それは一九八八年、昭和六十二年三月二十二日に、ウタリ問題懇談会が北海道知事あてに出した「アイヌ民族に関する新法問題について」という報告書の中身と比較しても、それは浮き彫りにならざるを得ないのです。

一九八八年のウタリ問題懇談会の報告書も、アイヌの民族性、先住性についてはしっかりと位置づけた上で、「提言」として、五つの提言をやるべき施策として打ち出しているのです。

大事な提言だと思ふので述べたいと思ふのですが、一つは、アイヌの人たちの権利を尊重するための宣言をすべきだ。「アイヌの人たちの権利が十分に尊重され、その社会的・経済的地位が確立されるよう権利宣言を定めること。」二つが「人権擁護活動の強化。そして三つ目が、今度のこの法案に基本的に盛り込まれているわけでありませんが、「アイヌ文化の振興。そして、四つ目が「自立基金の創設」。そして、五つ目が「審議機関の新設」。「アイヌの民族政策並びに経済的自立を図るための産業政策を継続的に審議するため、アイヌ民族の代表を含む審議機関を新設すること。」非常に具体的に説得力のある五つの提言を出していたのです。これは、基本的には、北海道の地元の方々が知事に出した提言です。

私は、この五つの提言が有識者懇談会のこの提言に全部盛り込まれても、官房長官が先ほど答弁されたような、逆に差別になるのじゃないかなどといふ心配は全くないといふことを示しているのじゃないかといふふうには思ふのです。いかがでしようか、官房長官。こういう提言が一九八八年になされてきたのだ、これが今後の日本政府のとるべき施策の一つの道しるべになるのじゃないか

と思ふのですが、御答弁をいただきたいと思ひます。

○樺山國務大臣 地域的な貴重な意見として、これから検討してまいりたいと思ひます。

○木島委員 そこで、私は、今回の有識者懇談会の報告書並びにそれを受けた今回の法案の不十分性、主に二点あると思ふのです。

一つは、アイヌの人たちの生活と権利の保障、これが残念ながら全く置き忘れられてしまった。もう一つは、せっかく民族性、先住性についての指摘がされたが、それじゃ日本の今後の施策として、初めてなのでしようけれども、民族性、アイヌ民族の抱えている諸問題をどう受けとめて、それをどう施策の中に生かすかといふこの問題。これは先ほど来、同僚委員がある指摘をされております。国際社会の中でもいよいよ論議が始まるわけですから、その部分が脱落をしてしまつていてと思ひますので、その二つの側面について、時間の許す限り質問をしたいと思ふのです。

一つは、アイヌの人々の生活の保障の問題であります。

本法案の目的、第一条に、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るとあります。もう当然だと思ふのです。そのために、私は、アイヌ文化の伝承者であるアイヌの人たちの生活が守られなければならないことだと思ふのです。

そこで、アイヌの人たちの生活の実態がどんな状況になつていくか、これは平成五年に北海道生活福祉部がなされた「北海道ウタリ生活実態調査」に詳しく出ております。その一部を引用もしたいと思ふのです。いろいろあるのですが、時間の関係で一部だけ指摘をしたいと思ふのです。

例えば、所得の水準、それから生活保護を受けている人たちの割合の問題ですが、年間所得二百万未満が三四・六%あるという状況であります。それから、五百万円以上が一七・七%しかない。非常に所得水準が厳しい状況にある。

査であります。現在の生活についての意識「とても苦しい」というのが三三・五五ある。これは、平成四年道民生活基礎調査では九・七％ですから、どんなに現在のアイヌの人たちの生活が厳しい状態に置かれているかということをお話するかと、思われるわけがあります。

それから、現在不安に思っていること、それに付きますと、一番は何といつても「自分と家族の健康」で六三・五五あるのですが、「収入が少なく生活が不安定」これが四八・六六あるのです。これが、昭和六十一年調査と比べても二・五％も増加しているという状況なのです。こういう状況だと思ふのです。

北海道では、こういう状況を踏まえて北海道ウタリ福祉対策が四次にわたって執行され、これに對して、国としても各省庁から補助金がなされていくわけでありまして、昨年の有識者懇談会でも、これは引き続きやるべきだという指摘があるわけでありまして、この前の調査と比べて前進した部分も確かにあります。大学進学率、高校進学率など。また所得についても、私先ほど申し上げた面を指摘しましたが、この前の調査と比べて前進した部分もあるわけでありまして、一方で非常に厳しい状況もあると思ふわけがあります。

そこで政府は、こういう実態、今度の法案に對してアイヌの皆さんが感じている一番の不満は、何といつても生活保障が欠落してしまっているというところにあると思ふのですが、そういう声も受けて、どうこれからアイヌの皆さんの生活向上、福祉の対策のために施策として位置づけて頑張ろうとするのか。一言その決意のほどを、これは北海道開発庁長官ですか、お答えいただきたいと思ふます。

○八木(蔵)政府委員 先生御指摘の生活に関する意識調査の結果でございますが、北海道ウタリ生活実態調査の調査項目の一つでありまして、平成五年度調査で見ると「とても苦しい」が三三・五五、「多少困る程度」が四四・四四となっていることは承知しております。

しかしながら、同じく北海道ウタリ生活実態調査の調査項目であります生活保護率を見てみますと、先ほどおっしゃった六十一年と平成五年の比較で見ますと、保護率は六・〇九％から三・八八％に減少するというように、これまで教育の振興とか生活環境の整備、産業の振興あるいは就労の安定化等の諸施策を総合的に実施してきたことによりまして、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育等の状況も着実に向上してきたというふうに考えておりまして、これにつきましては、引き続きその推進に鋭意努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長退席、金田(誠)委員長代理着席
○木島委員 先ほどの同僚委員の質問に対する答弁の中で、今回の法案にアイヌの人たちの生活向上の施策を盛り込むことができなかったその理由に、財政上の理由を挙げているわけですが、非常に厳しい国家財政のもとではできなかったということでありまして、しかし私は、それは理由にならぬと思ふのです。

それは、平成九年度のウタリ対策事業予算算の程度か。平成九年度で、文部省、厚生省、農水省、通産省、労働省、建設省全部合わせて十七億円で、平成八年度は十六億七千六百万円です。とでも、財政上の理由でそういう施策を今回法案に盛り込むことを断念したなどという理由が合理化されるものではないと思ふのですが、そこをしっかりと認識されて、文化を振興させる基礎ですから、その担い手の生活を守るということ。そういうことでもっともこの面に光を当てた施策を、本法案が成立するのをきっかけにやっていただきたいと思ふのです。

もう一点、先住性、民族性を指摘されたわけがありますから、それをどう今後の日本の政府の施策に生かすかという問題であります。
この点について、私も日本共産党は、実は一九八八年十二月三日に二つの提言を出しています。「アイヌの生活と権利の保障のために」と題する提言と「アイヌの政治参加の道を拡大し、ア

イヌ問題の民主的解決をはかるための三つの緊急提案」というのを提出しているわけでありまして、私は、アイヌ民族の抱える諸問題を直視して、それを今後の施策に生かすために、この「三つの緊急提案」が提起しているそちらの方について披露して、そういう方面で今後の政府の施策をお願いしたいと思ふのです。

三つというのは何かというと、第一の提案としては「アイヌ問題の解決を民主的かつ計画的にはかるため、国と地方に、民主的に構成・運営される審議機関を法律で設置すること」。これは、アイヌ問題中央審議会、アイヌ問題地方審議会とでもいうべき審議会をしっかりとつくり、そしてそれで十分に論議をして施策を生かすべきだという提言です。

二つ目は「北海道とアイヌが集中的に居住する地区をもつ市町村にたいし、合議制の行政機関の設置を義務づける」べきではないか。例えて言えばアイヌ問題委員会、そんな委員会、行政機関をアイヌの皆さんが多数居住している市町村につくる、そして足元からの施策を前進させるということ。

そして、三つ目の提言は「アイヌ問題解決のための諸施策を政府の責任で総合的に実施するため、国にアイヌ問題を専門的に担当する部局を設置すること」これを提言しているわけでありまして、今回、こういう法律をつくるまでに至る経過の中で、政府の中では官房長官が音頭をとってこまめに持ってきたことは、私はこれは高く評価するわけでありまして、今後、法律をつくってしまつたらもう関係ないという態度をとらずに、引き続き、私どもの先ほどの三番目の提言にあるような、国の、政府の中のアイヌ問題担当部局として官房長官が座るべきだと考えるわけでありま

す。
現在、この法律ができた後、アイヌ問題を総合的に取り上げて、民族性の問題についても審議する、施策を検討する部局というのは今あるのでしょうか。官房長官がそれをしよっているの

でしょうか。
○田波政府委員 非常に広範にわたる御質問でございますけれども、先ほどの御質問を踏まえて多少経緯を申し上げますと、委員御指摘のように、昭和六十三年に、北海道旧土人保護法の廃止あるいは新法の制定ということについて北海道から要望が出されました。

それで、政府もこれを大きな課題として受けとめまして、政府の中に新法問題検討委員会というものを作って検討を続けてきたわけでございましてけれども、この問題は、過去数世紀にわたる歴史認識であるとかあるいは先住性、民族性、先ほどの委員御指摘のような非常に複雑な問題があるということ、必ずしも議論が深まらなかったという経緯がございまして。

そこで、このたびこういった問題をひとつ総合的に幅広い視点から見直すということで、平成七年三月に官房長官の私的諮問機関として、いわゆる有識者懇談会が設けられて、非常に幅広い角度から御議論をいただいたわけでございまして、これが一年間にわたる検討をしていただいた結果、このたび報告書が出て、しかもこの報告書を最大限に尊重して、今般、この法律案を取りまとめたというところがございます。

したがって、政府がいたしましては、まずこの法律案をできるだけ早く成立させていただいて、この法案をまず着実に執行していくということが当面の最大の課題であるというふうに考えておるところでございます。
○木島委員 時間が来たから終わりますが、この法案がもし成立すれば、所管大臣が北海道開発庁長官か文部大臣か、その辺になると思ふのです。しかし、この法案、先ほど私指摘しているように、一部分なんです、文化だけなんです。しかし、民族性の問題やアイヌの皆さんの権利保障の問題、これからなんです。そういう総合的な施策をやる義務を政府はしよっているわけだと思ふのです。それをしよるのはやはり官房長官だと思ふわけでありまして、そういう立場で政府の責任

を行政組織の上でもしつかり位置づけるようにお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○金田 委員委員長代理 次に、深田君。

○深田 委員 社会民主党の深田肇でございます。

いいです、官房長官、お忙しいでしょうから。憲法が施行されて五十年というこの記念することし、しかも昨年には、お互い確認いたしましたこと、人権擁護の施策の推進法がスタートして、この日本の中で人権確立が国民的課題となつてきましたこのときに、いわゆるアイヌ新法が制定されるわけでありまして、先ほどからお話がありましたとおり、歴史的に大変意義があることだというふうに思っております。

そこで、大変恐縮ですが、伊藤委員長長いかあなたにお願いするのでありますが、特別のお願いをお許しただきまして、この場で参議院議員の荻野茂先生に対して、心からの連帯と激励のメッセージをこちらからお送りすると同時に、お礼を申し上げておきたいと思ひますので、ちょっと、よろしくをお願いしたいと思います。

私の手元に今、参議院の四月四日の内閣委員会の議事録がありますが、この議事録によりますと、荻野参議院議員は発言の冒頭に、私が国会に来るときに、かつての社会党が弱い者の声を国会へということで私を連れてきてくれました。そして、名前が変わって社民党、私は民主党に所属してあるわけでありまして、こうおっしゃった上で、「まずそのことに、かつての社会党の先生方から感謝を申し上げたい、そんなふうに考えているわけでありまして」と言っていたいたわけでありまして、私は大変このことに対して感激をしながら、一言お喜びとお礼を申し上げておきたいというふうに思ふ次第でございます。

恐らく荻野先生は、今は社民党であります、当時、社会党時代に我が党の公認候補として比例区の名簿登載をされた、そのことについてこのように言葉をいただいたのだらうというふうに思っておりますが、それだけに我が党は、

アイヌ民族を代表する国会議員の荻野さんから、護憲、人権、民主主義確立のために闘っており、す我が社民党に對してこのような温かいメッセージをいただくことに對しては、何にもまさる光榮なことだと思ひておることでございます。

私たち社民党は、憲法の理念を守つて、それを生かすために絶えず努力することを改めてお誓いしながら、長い間支配と差別との闘いで奮闘してこられたアイヌの民族の皆さん、先住民族の皆さんとの共生、連帯をしっかりと再びここで確認しながら、心から今回の先生の御発言にお礼を申し上げておきたいと思ひます。ありがとうございます。

申し上げた上で、実は今回も、計算上からいきますと少数派でございますから六分しかなかったものであります、自民党の方から配慮いただきまして十五分いただきましたから、その時間をフルに活用させていただきます、私どもの考えをむしろ申し上げて、御質問という形ではなかなか時間が、やりとりがでないとと思ひますので、率直に私どもの考えていることを申し上げておきたいというふうに思ひます。

先ほどから、当委員会でも諸先輩の御意見を拝聴いたしました。聞けば聞くほど、アイヌ民族の皆さん方の御苦勞は想像を超えるものがあるというところを改めて学び取ったところでございます。先ほど申し上げたような時間の関係もございまして、二、三の事項について、質問という形よりは私の考えていることを申し上げて、確認をさせていただければありがたいと思ひておる次第でございます。

そのまず一つは、アイヌ民族は少数民族である、先住民族であるというところはもう確認されたというふうに思ひます。確かに法案の中にはないのではありません、そういうふうによりの中、参議院におきましても本委員会におきましてもそのように確認できるだらうと思ひておるところであります。次に、したがって我が国は、御意見も出ており

ましたけれども、単一民族国家であるという発言が一時ありました、もう現在はそういう単一民族国家論はとつていないということも、もうこれはお互いの認識としていいんだと実は思ひておる次第でございます。

三番目に、そうなるべくと、この日本は何々民族国家と呼ぶのだろうか。上につくものがあります、複数だとか多民族、いろいろあります、そこはどうかというふうには、質問ではありませんから特別お答えいただく必要はないのでありますけれども、政府はこれを何民族国家と考えているのかと思ひながら、きょうは自分の意見を申し上げておるところで、特別に御答弁いただがなく結構でございます。

さあ、こういうふうには話してまいりますと、アイヌ民族の先住権の問題についてこで本当はお尋ねしていくのであります、持ち時間がありません。長いお話を聞いていたのではもう次がしゃべれなくなりまして、これもひとつ恐縮であります、私の方の意見を率直に申し上げておきたいと思ひます。

アイヌ民族の先住権は、今先輩たちのお話があったとおり、歴史的な経過からしてしっかりとこの先住権はある、そういう認識を私は持つておることを申し上げた上で、先ほどから出ましたとおり、国連で先住民族の権利に関する宣言が採択されることを期待しながら、北海道ウタリ協会の持つてくる問題意識、そしてまた政府に對して上げてきた要望事項などを全面的に我々社民党は支持しているというところを申し上げておきたいと思ひます。

そういうふうにより一方的に申し上げた上で、それはちよつと困るから一言というふうにおっしゃるだらうと思ひますが、まあその点は、時間がないのでお互いに了解し合つて、微妙なことだとかわかつて一方的にしゃべつておりますから、その点は御理解いただきたいのであります。これは官房長官がいなければかえつていいだらうと思ひて、いらつしやらない方がいと思ひてやつておるわけ

けであります。

さて、そこで、具体的な質問を開発庁の方に、これは一言だけさせていただきます。日本の歴史で、アイヌ民族に對する差別や支配、同化政策があつたことはもうお互い認め合つておるわけでありまして、これはいつからやつた、いつごろから始まつたものかという共通認識を政府と我々立法府側が持つことができませんか。これを具体的に教えてもらいたいと思ひます。

それから、次の問題はなかなか答弁はしにくいと思ひます、私の一方的な見解でいいのであります、私は、そのような差別や支配や同化政策は、いわゆる我々の知っている知識からいへば植民地政策だと思ひておるのです。さあ、植民地政策だと言つて、いや、ちよつと待つてくれと言ひたいだらうと思ひますが、どこの文獻にもありません、私は、これは日本の恥じるべき植民地政策が歴史的にあつたというふうには考えていることをこの際申し上げておきたいと思ひます。

お答えの方はそのことよりも、我々はそのような、私からいへば植民地政策ですが、政府の方からいへば同化政策や差別等々をやつたのはいつからだということに考えられるかについて聞いておきたいと思ひます。先ほど長官のお話によりますと、アイヌの存立の危機というところまでおつしやるわけでありまして、そうなりますと、歴史的経過をしっかりと御答弁いただければありがたいというふうに思ひます。

特に、先ほどから先輩の御指摘がありましたとおり、旧土人法の廃止をするという理由も鮮明でないけれども、とにかく廃止をするというところまでおつしやるわけでありまして、そうなるべきですとやはり歴史的経過を確認しておきたいと思ひますので、その点だけ、一言簡単に返事をしてください。

○八木(農)政府委員 お答え申し上げます。この点につきましては、先生御承知のように有識者懇談会で触れておまして、「松前藩が成立する過程でアイヌの人々の自由な交易が制限さ

いただきます。

まず最初に、こうした少数民族に対する差別を撤廃しようという大きな一つのうねりの中でこのような新法が今審議されているということについて、私も大変高く評価するものであります。

私も、国際社会の中で、ヨーロッパで十年、アメリカで十年過ごしてまいりましたけれども、世界のいろいろな国に、それぞれの国の中における差別がございいます。しかし、その中でもとりわけ差別の多いのは日本という国ではないか。学歴で差別、家柄で差別、男女で差別、言語で差別、所得で差別、宗教で差別、信仰で差別、何か理由をつけては常に差別しているという姿勢が残念ながら一番強く見えるのがこの日本という国であるという所感を持っております。

その中で、こうした少数民族の民族、その歴史、文化等に対し、これから積極的にそれに取組む、また、これからなくなっていくというところ、そういう言語、文化等に対して積極的に国の力を、国の手を差し伸べていくということに対して、私は全面的に賛成するものであります。

しかしその中で、まず最初に、こうした法案の提案、そしてその中でこれから予算的な面等々につきまして北海道開発庁と文部省と、この点が私は理解できないところがあります。なぜ北海道開発庁というところがこういう問題に出てこなければならぬのか。北海道のいろいろな特殊な事情等々については、開発面あるいは経済振興面では私も承知しているつもりでありますけれども、北海道開発庁というものがこの中に入ることになればならぬ理由、それについて、まず北海道開発庁の方からお伺いしたいと思います。

○八木(廣)政府委員 北海道開発庁がなぜこの法律の主務官庁の一つになったかということでございます。

直接的には、昨年の暮れに樺山官房長官の裁定ということで、当庁を含みます三省庁が主務官庁になったということでございます。

では、当庁が主務官庁に入った理由はどうか考えているのかということでございますが、当庁は、昭和四十九年から北海道が進めております、現行のウタリ福祉対策の関係省庁連絡会議の窓口になつていくという実態がございいます。現在、ウタリ、アイヌの方々ですが、北海道が調査したところによりまして道内に約二万四千人おられるというところもあつて、北海道開発庁がその連絡会議の窓口になつたということがございます。

そして、このアイヌ新法に基づく施策でございますが、そのようなことで北海道が地域的な拠点となること、それからまた、現在、社団法人ウタリ協会というのがあります、その意向が施策展開に当たつて重要な要素となりますので、昭和四十九年からの連絡窓口を通じまして、当庁がウタリの推進施策を通じて地元北海道とか協会に対して長年の関係を持ってきたことに対する、ある種の期待ということがあつたんじゃないかというふうにも理解しているところでございます。

○岩國委員 答弁は大変丁寧でありましたけれども、私は要領を得ない答弁だと思ひます。

今まで長年関係を持ってきた、その関係というのはどういう関係であつたのか。我々がこの名前からは一般的に理解しますのは、北海道の開発、経済振興とか経済開発、そういう点でどういふ人たちはとかく犠牲に追いやられた、それに対しておわびをするような、そういうふうな姿勢が出てくるとすれば、私は、これは動機としても目的としても正しくないと思ひます。北海道を開発していくがゆえに、こうした方たちの理解を得たい、協力を得たい、あるいは住環境を含めた過去の環境破壊、そういうことに対するおわびの気持ちが入っているというふうなことで北海道開発庁が入つていけば、それはまた間違ひであります。

もう一つ、行政改革という大きな枠の中で今検討されておる、その筆頭に挙げられてゐるのは北海道開発庁ではありませんか。我々は、減び行く、減び行くこととしてゐるアイヌ文化、アイヌ民族をこれから救おうというのであつて、減び行く北海道開発庁をこういうことでもつてその存在感を盛り上げていくということでは全くないわけでありまして、この辺からも、時期からいって、私は非常に違和感を覚えるわけでありまして、この点を、長官の御自身の御意見を伺わせていただきたいと思います。

○稲垣国務大臣 今委員御指摘のとおり、この法律がなぜ成立をしなきゃならぬかという基本的な考え方を御理解いただきたいと思うわけでありまして、この法律案の立案に当たりましては、昨年四月に提出されましたウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告書の趣旨を最大限に尊重したところでございいます。具体的には、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉である、そのもとにあるアイヌの伝統、アイヌ文化が現在存立に極めて危機的な状況にある、そういうことでありますので、特に国民の皆さんたちにはまだ十分に理解されてない現状にあるから、そういうことにかんがみまして、本法律案はアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓蒙を図るための施策を推進することにその目的があるものであります。アイヌの人々の民族としての誇りを尊重されたい社会の実現を図ること、これを基本的な考えとしておるものであります。

○岩國委員 今長官の答弁をいただきましたけれども、文化の振興ということであれば、私は文部省が主務官庁になるべきではないかと思ひます。また、民族の誇りといった点からすれば、アイヌ、アイヌと殊に差別視し、別視というのは軽べつ、べつじやなくて特別視するような法案、主務官庁の置き方そのものこそ、私はアイヌ民族に対する誇りを傷つけることではないかと思ひます。日本全体の文化の振興あるいは育成ということについては、文部省が先頭に立つてやつていらつしやるはずだと思ひます。それが、なぜこのアイヌ民族については北海道開発庁が出なければならぬのか、いま一つ私は納得がいきません。

んではならないとか北海道にしか住んでいないということであるならば別でありますけれども、さきの委員の発言、質問等にもありましたように、全国各地に直接あるいは間接的な形で多くの方が存在されるわけでありまして、なれば、余計に北海道開発庁が主務官庁であるというのはおかしい、私はこのように思ひます。

文部省は、この点、文化の振興とか、あるいは民族の誇りというものをこれから大切にしたいという取り組みについて、文部省だけではできないという意見をお持ちなのか、文部省の御意見を伺いたいと思ひます。

○水野説明員 お答えさせていただきます。私ども文部省は、教育ばかりでなくて、文化についても責任を持つ国の行政機関でございます。これまでもアイヌ文化につきましては一定の施策を実施してまいりましたけれども、今後生きた文化として継承発展していくという観点からいたしますと、やはり積極的な施策、新たな施策が求められてゐる。私ども、そういう認識で昨年の十二月に、今回の法案につきましまして北海道開発庁を中心に、文部省、それから総理府と、三省庁でこの法案を提出させていただくということで、法案の準備に参加させていただいたところでございます。

今後とも、私どもの使命が十分達せられるように努力してまいりたいと思つております。

○岩國委員 答弁を伺いましたけれども、依然として私は、繰り返すようでありましてけれども、文部省が主務官庁であり、また、ほかの省庁が必要であるならば、むしろ地方の時代、地方分権の時代というのであれば、北海道庁と文部省が一掃になつていくことに取り組んでいただきたい。国と地方自治体とが一掃に取り組むという姿勢を示すならば、私は、こういう法案のときにこそ、今の橋本内閣のそういう姿勢を鮮明に打ち出していただきたいと思います。私は、北海道開発庁の職員の方に恨みつらみがあるわけでは全くございません。し

ここに委員長を初め委員各位の御指導、御協力
 に対し深く感謝の意を表し、ごあいさつといたし
 ます。

どうもありがとうございました。

○伊藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十九分散会

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案
アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

〔目的〕

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

〔定義〕

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、

アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。

（施策における配慮）

第四条 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。

（基本方針）

第五条 内閣総理大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項
二 アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する事項
三 アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項

四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項
五 アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、北海道開発庁長官及び文部大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表する

とともに、次条第一項に規定する関係都道府県に送付しなければならない。

（基本計画）

第六条 その区域内の社会的条件に照らしてアイヌ文化の振興等を図るための施策を総合的に実施することが相当であると認められる政令で定める都道府県（以下「関係都道府県」という。）は、基本方針に即して、関係都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 アイヌ文化の振興等に関する基本方針
二 アイヌ文化の振興等に関する施策の実施内容に関する事項
三 アイヌの伝統等に関する住民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策の実施内容に関する事項

四 その他アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項
3 関係都道府県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを北海道開発庁長官及び文部大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 北海道開発庁長官及び文部大臣は、基本計画の作成及び円滑な実施の促進のため、関係都道府県に対し必要な助言、勧告及び情報の提供を行うよう努めなければならない。

（指定等）

第七条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、アイヌ文化の振興等を目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を北海道開発庁長官及び文部大臣に届け出なければならない。

4 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第八条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。

二 アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発を行うこと。

三 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。

四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

（事業計画等）

第九条 指定法人は、毎事業年度、総理府令・文部省令で定めるところにより、事業計画書及び収支決算書を作成し、北海道開発庁長官及び文部大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画書は、基本方針の内容に即して定めなければならない。

3 指定法人は、総理府令・文部省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、北海道開発庁長官及び文部大臣に提出しなければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第十条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第十一条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、指定法人の第八条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十二条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(罰則)

第十三条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(北海道旧土人保護法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 北海道旧土人保護法(明治三十二年法律第二十七号)

二 旭川市旧土人保護地処分法(昭和九年法律第九号)

(北海道旧土人保護法の廃止に伴う経過措置)

第三条 北海道知事は、この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の北海道旧土人保護法(次項において「旧保護法」という。)第十条第一項の規定により管理する北海道旧土人共有財産(以下「共有財産」という。)が、次項から第四項までの規定の定めるところにより共有者に返還され、又は第五項の規定により指定法人若しくは北海道に帰属するまでの間、これを管理するものとする。

2 北海道知事は、共有財産を共有者に返還するため、旧保護法第十条第三項の規定により指定された共有財産ごとに、厚生省令で定める事項を官報で公告しなければならない。

3 共有財産の共有者は、前項の規定による公告の日から起算して一年以内に、北海道知事に対し、厚生省令で定めるところにより、当該共有財産の返還を請求することができる。

4 北海道知事は、前項に規定する期間の満了後でなければ、共有財産をその共有者に対し、返還してはならない。ただし、当該期間の満了前であつても、当該共有財産の共有者のすべてが同項の規定による請求をした場合には、この限りでない。

5 第三項に規定する期間内に共有財産の共有者が同項の規定による請求をしなかつたときは、当該共有財産は、指定法人(同項に規定する期間が満了した時に、第七条第一項の規定による指定がされてない場合にあつては、北海道)に帰属する。

6 前項の規定により共有財産が指定法人に帰属したときは、その法人は、当該帰属した財産をアイヌ文化の振興等のための業務に要する費用に充てるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(四十九)を次のように改める。

(四十九) 削除

(北海道開発法の一部改正)

第五条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項に次の一号を加える。

七 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第 号)の施行に関する事務(同法第五条の規定に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に関する事務を除く。)を処理すること。

(文部省設置法の一部改正)

第六条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第五條中第百三號を第百四號とし、第百號から第百二號までを一號ずつ繰り下げ、第九十九號の次に次の一号を加える。

百 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

第十三條中「第百三號まで」を「第百四號まで」に改める。

理由

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化の置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣委員会議録第三号中正誤
ベシ 段行 誤
二三末七 交付 公布 正

第一類第一号

内閣委員会議録第四号

平成九年五月七日

平成九年五月十五日印刷

平成九年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F